

令和6年度



春日部市

# 令和6年度春日部市事業所便利帳 目次

[カッコ内は担当課、右端の数字は頁です]

## 1. 事業所向け（事業所向けの補助金・融資、各種制度など）

### 【補助金】

- ・企業立地に対する支援（商工振興課） 1
- ・春日部市中小企業退職金共済掛金補助制度（商工振興課） 4

### 【融 資】

- ・中小企業向け融資制度（商工振興課） 5
- ・セーフティネット保証制度（商工振興課） 6

### 【雇 用】

- ・内職の募集（商工振興課） 8
- ・公正な採用選考について（人権共生課、社会教育課） 9

### 【地元農産物活用】

- ・農産物紹介事業（農業振興課） 10

### 【入 札】

- ・春日部市小規模契約希望者登録制度（契約課） 11

### 【環 境】

- ・環境関連の規制について（環境政策課） 13
- ・事業活動に伴って発生するごみの排出について（リサイクル衛生課） 15

### 【検査・調査】

- ・特定計量器（ハカリ）の定期検査制度について（くらしの安全課） 16
- ・事業所を対象とする統計調査のお知らせ（市政情報課） 17

### 【製品安全】

- ・製品安全に関する諸制度について（くらしの安全課） 18
- ・家庭用品の品質表示に関する制度について（くらしの安全課） 20

### 【市の税情報】

- ・個人住民税の給与からの特別徴収制度について（市民税課） 22
- ・法人市民税について（市民税課） 23
- ・償却資産の申告について（資産税課） 24

### 【特定個人情報】

- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（市政情報課） 25

### 【広告物】

- ・屋外広告物の規制について（都市計画課） 26

## 2. 勤労者向け（保育サービス事業、健康事業など）

### 【創 業】

- ・創業支援事業（商工振興課） 28
- ・かすかベンチャー応援補助金（商工振興課） 30

### 【保 育】

- ・保育施設（保育所・保育園・認定こども園（保育利用）・地域型保育施設）、  
私立幼稚園（保育課） 32
- ・病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）（保育課） 35
- ・一時預かり事業（一般型）（保育課） 36
- ・放課後児童クラブ（こども育成課） 38
- ・妊娠・出産・育児に関する相談（こども相談課） 42
- ・家庭児童相談（こども相談課） 43

### 【健 康】

- ・令和6年度 春日部市がん検診等のご案内（保健センター） 45
- ・令和6年度 健康づくり事業のご案内（保健センター） 47
- ・特定健康診査・特定保健指導のご案内（国民健康保険課） 48

## 3. 市からのお知らせ

- ・「赤ちゃんの駅」協力事業者募集について（こども育成課） 49
- ・市広報紙などへの広告募集（シティセールス広報課） 50
- ・かすかベ+1 サポーター（企業サポーター）の募集（シティセールス広報課） 51
- ・認知症サポーター養成講座について（介護保険課） 52
- ・仕事と介護の両立～介護離職を防ぐために～（介護保険課） 53
- ・養育費等弁護士相談（こども相談課） 54
- ・フォークリフトの登録について（市民税課） 55
- ・市内の避難場所について（危機管理防災課） 56
- ・消防団協力事業所表示制度（消防本部総務課） 61
- ・えせ同和行為を排除しましょう（人権共生課、社会教育課） 62
- ・かすかベ遊学フェスティバル参加事業（生涯学習事業）の募集（社会教育課） 63
- ・図書館雑誌スポンサーの募集（社会教育課） 64
- ・こどもかけこみ110番の家 市内協力事業者の募集（社会教育課） 65
- ・埋蔵文化財の取り扱いについて（文化財課） 66
- ・防犯のまちづくり（くらしの安全課） 67
- ・特殊詐欺被害防止の取り組み（くらしの安全課） 76

・犯罪被害者等の支援について（くらしの安全課）	77
・住宅耐震改修等補助制度について（建築課）	78
・「春日部フィルムコミッション」でのロケ地募集（観光振興課）	80
・「障害者差別解消法」が施行されました（障がい者支援課）	82
・SAITAMA 出会いサポートセンターについて（こども育成課）	84
・かすかべ自治会カード市内協力事業者の募集（市民参加推進課）	85
・春日部市空き家リノベーションまちづくり事業について(住宅政策課)	86
・春日部市住宅リフォーム助成金について(住宅政策課)	90
4. 各種相談窓口のご案内	92

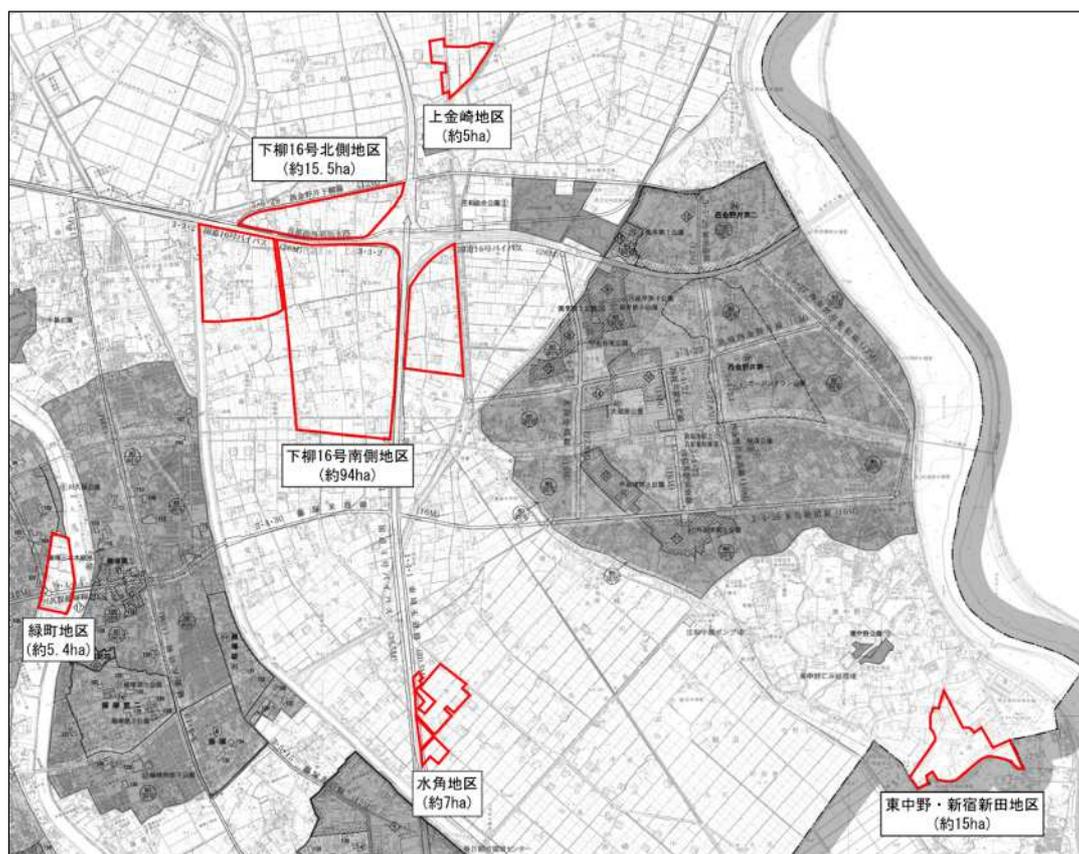
## 企業立地に対する支援

春日部市では、市内の適用地域について、工場等を新設する者に対して、奨励金を交付しています。

### ■ 適用地域

1. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 10 号
2. 春日部市開発事業の方法及び基準に関する条例（平成 24 年条例第 37 号）第 50 条第 1 項第 1 号による土地の区域  
（下柳 16 号南側地区、下柳 16 号北側地区、水角地区、東中野・新宿新田地区、上金崎地区、緑町地区ほか）

### 【 参考図 】



### ■ 敷地面積

- 1,000平方メートル以上であること

## ■ 延床面積

300平方メートル以上であること

## ■ 常時雇用従業員

常時雇用従業員数が10人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が5人以上であること

## ■ 対象の建築物の用途

適用地域において指定された予定建築物の用途に適合する施設

対象地区	予定建築物の用途	奨励金対象経費	奨励金の額
下柳16号南側地区	流通業務施設(注1)、工業施設(注2)及び商業施設(注3)	固定資産税相当額	固定資産税 操業開始日以降 第1年度 10/10以内 第2年度 9/10以内 第3年度 8/10以内
下柳16号北側地区	流通業務施設(注1)		
水角地区	流通業務施設(注1)及び工業施設(注2)		
東中野・新宿新田地区	流通業務施設(注1)及び工業施設(注2)		
上金崎地区	日本標準産業分類(総務省編集)において、金融、保険業のうち銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関に限る事務所、飲食店のうち一般飲食店、サービス業のうち浴場業(建築基準法別表第二(る)項下欄に掲げる建築物を除く)に分類される業種の施設		
緑町地区	建築基準法別表二(へ)項下欄に掲げる建築物以外の建築物ただし、建築基準法別表第二(ろ)項下欄、(ほ)項下欄第二号に掲げるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に掲げる施設を除く)、葬祭場等(ペット火葬場及びペット霊園に供する施設を含む)、ホテル、旅館、産業廃棄物処理施設を除く。	水道加入分担金相当額	水道加入分担金 第1年度 5/10以内
道路沿道地区	流通業務施設(注4)、工業施設(注5)及び商業施設(注6)		

### 【立地基準】

#### (注1) 流通業務施設

建築基準法別表第二(る)項下欄に掲げる建築物以外の建築物のうち、日本標準産業分類(総務省編集)において、次のイ及びロの分類に属する倉庫、事業所並びに荷さばき場並びにハ、ニ及びホの分類に属する倉庫並びに荷さばき場

イ. 大分類H-運輸業、郵便業のうち、中分類44「道路貨物運送業」、中分類47「倉庫業」、  
中分類48「運輸に付随するサービス業」、中分類49「郵便業(信書便事業を含む)」

ロ. 大分類I-卸売業、小売業のうち、中分類50「各種商品卸売業」から中分類55「その他の卸売業」まで

ハ. 大分類E-製造業

ニ. 大分類I-卸売業、小売業のうち、中分類56「各種商品小売業」から中分類61「無店舗小売業」まで

ホ. 大分類M-宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」

#### (注2) 工業施設

建築基準法別表第二(る)項下欄に掲げる建築物以外の建築物のうち、日本標準産業分類(総務省編集)において、次のイの分類に属する工場、倉庫及び事業所並びにロの分類に属する事業所(店舗併用を含む)

イ. 大分類D-建設業、大分類E-製造業、大分類G-情報通信業

ロ. 大分類R-サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類89「自動車整備業」

#### (注3) 商業施設

日本標準産業分類(総務省編集)において、卸売・小売業(大規模小売店舗立地法における店舗に限る)、サービス業のうち娯楽業(競輪、競馬等の競走場、競技団及び遊技場並びにその他娯楽業に掲げる建築物に該当するものを除く)に分類される業種の施設及び大規模小売店舗立地法における店舗に分類される業種の施設

(いずれも建築基準法別表第二(る)項下欄及び(か)項下欄に掲げる建築物に該当するものを除く)

#### (注4) 流通業務施設

建築基準法別表第二（と）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び荷捌き場

（注5）工業施設

建築基準法別表第二（と）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、工場

（注6）商業施設

建築基準法別表第二（ハ）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第2条第1項で規定する店舗面積の合計が3,000㎡未満のものに限る。）、飲食店並びに小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設の用途のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以下のものに限る。）

【技術基準】

（注7）接続先道路、開発道路及び取り付け道路については、政令第25条第2号及び同令第4号の本文を適用する（開発行為に該当するものすべて適用）

お問い合わせ

商工振興課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029

## 春日部市中小企業退職金共済掛金補助制度

---

この制度は、市内中小企業で働く従業員(パートタイマーを含む)の福祉の増進と雇用の安定のため、「中小企業退職金共済」や「春日部商工会議所特定退職金共済」に新規加入した従業員を有する事業主に対し、共済掛金の一部を補助するものです。

### 対象事業所

- 市内に事業所を有し、1年以上事業を継続しているもの
- 常時雇用する従業員の数が100人以下のもの(卸小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は20人以下のもの)
- 納期の到来した市税を完納しているもの

※以上のすべてに該当する事業所が対象となります。

### 申請の方法など

申請時期…毎年1月頃

提出書類…(1) 退職金共済掛金の補助金交付申請書

(2) 前年12月までの共済掛金の払い込みがわかるもの

(3) 同意書 (4) 振込口座の通帳のコピー

### 補助金額

- 退職金共済制度に新規加入した従業員(パートタイマーを含む)1人あたり、1ヶ月の掛金2,000円を限度として、その掛金の10%(最高200円)を3年間補助します。
- 補助金は、交付申請書の審査後、3月末に取引銀行の指定口座へ振り込みます。

お問い合わせ

商工振興課 商工振興担当 電話番号 048-797-8029

中小企業退職金共済制度のお問い合わせ

中小企業退職金共済事業本部 電話番号 03-6907-1234

特定退職金共済制度のお問い合わせ

春日部商工会議所 電話番号 048-763-1122

## 中小企業向け融資制度

市では、中小企業の振興と経営の安定を図るため、中小企業を営む方を対象に、事業に必要な資金をあっ旋する制度を設けています。

令和6年4月1日現在

名称	融資対象	限度額	期間 (据置)	利率	利子補助	保証料 補助	保証人
小口資金融資 あっ旋制度 (一般小口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に住所又は事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいること</li> <li>● 市税等を完納</li> <li>● 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種等</li> </ul>	1,250万円	設備 12年 (12ヶ月)	1.7%	利息の20%	相当額	個人事業主は不要 法人は保証協会の 定めるところによる
			運転 10年 (6ヶ月)				
小口資金融資 あっ旋制度 (特別小口)	上記条件のほか、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)</li> <li>● 市県民税に所得割(法人は法人税割)があり、完納していること等</li> <li>● 個人にあつては市の住民票の届出をしてから、法人にあつては市内に登記をしてから1年以上経過していること等</li> </ul>	1,250万円	設備 12年 (12ヶ月)	1.7%	利息の20%	相当額	不要
			運転 10年 (6ヶ月)				
中小企業近代化 資金融資あっ旋 制度	一般小口融資の要件と同様のほか、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業内容が堅実であること等</li> </ul>	3,000万円	設備 12年 (12ヶ月)	2.0%	利息の10%	相当額	個人事業主は不要 法人は保証協会の 定めるところによる
			運転 10年 (6ヶ月)				

**取扱金融機関 (お申込みの際には、事前に金融機関へご相談ください。)**

埼玉りそな銀行 (春日部・春日部西口・庄和の各支店)、群馬銀行春日部支店、足利銀行春日部支店、栃木銀行武里支店、武蔵野銀行 (春日部・武里・藤ヶ丘・庄和の各支店)、埼玉縣信用金庫 (春日部・豊春・春日部西口の各支店)、川口信用金庫 (一ノ割・春日部の各支店)

お問い合わせ

商工振興課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029

## セーフティネット保証制度

---

### セーフティネット保証制度とは

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、全国的に業況が悪化している業種を営んでいる等、経営の安定に支障をきたしている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

この制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号のいずれかに該当し、登記簿上の本店所在地(個人の場合は主たる事業所の所在地)の市区町村から中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」の認定を受ける必要があります。

### 認定手続き

本店所在地(個人の場合は主たる事業所の所在地)の市区町村へ指定様式の認定申請書に必要な書類を添付して申請してください。認定後には、希望の金融機関または所在地の信用保証協会へ保証付き融資を申し込むことが必要です。

### 問い合わせ・利用の多い認定要件

#### セーフティネット保証5号(イ)共通

申請する中小企業が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が春日部市内であり、経済産業大臣の指定を受けた不況業種(以下「指定業種」※)を営んでおり、最近3ヶ月の売上高又販売数量(以下「売上高等」が、前年同期より5%以上減少していることが必要です。

※指定業種は指定期間の経過により変更になることがありますので、中小企業庁公式ホームページでご確認ください。

上記要件を満たした上で、指定業種を営んでいる状況により申請書の様式が異なります。

#### 様式イ-①

1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、または兼業者で、営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合

## 様式イ－②

主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少し、かつ、企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

## 様式イ－③

指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が以下の認定基準を全て満たす場合

- ① 指定業種の最近3か月売上高等が前年同期比で5%以上減少等していること。
- ② 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること
- ③ 企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること

制度の詳しい内容などは、中小企業庁公式ホームページ「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

お問い合わせ

商工振興課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029

## 内職の募集

---

商工振興課では、内職をお考えの市民のために内職情報を提供しています。内職者を募集したい事業所は、随時受け付けておりますので、商工振興課までお問い合わせください。なお、内職希望者が直接事業所に連絡いたしますので、その際には対応をお願いします。また、春日部市と市域を接している市町にある事業所の内職情報の登録も受け付けます。内職事業所情報の公開は原則として公開日から1年間です。

### 対象事業所

- 春日部市内または近隣市町内で、1年以上事業を営んでいること
- 事業所所在地の市町民税を完納していること

### 提出書類（下記書類を商工振興課窓口へ提出）

1. 事業所求人票（事業所控）
2. 事業所までの略図
3. 同意書…市内所在の法人事業所及び個人事業主の方
4. 法人事業概況説明書（直近期）の写し…近隣市町所在の法人事業所の方
5. 直近の確定申告書（第1表）の写し…近隣市町所在の個人事業主の方
6. 納税証明書（現年度分）…近隣市町所在の法人事業所及び個人事業主の方

### 内職情報一覧表の公開場所

- 春日部市公式ホームページ
- 商工振興課窓口・生活支援課窓口・庄和総合支所総務担当窓口

### 内容変更・募集中止の連絡先

商工振興課（募集中止に限り電話・メール可）

### 内職情報一覧表・求人票の取扱について

- 内職情報一覧表…上記公開場所にて受け取れます。（ご希望により FAX でもお送りしています）
- 事業所求人票・略図…商工振興課窓口で閲覧できます。（総合支所では閲覧不可）

お問い合わせ

商工振興課 商工振興担当 048-797-8029

## 公正な採用選考について

---

公正な採用選考を行うためには、応募者本人が職務遂行上必要な適性や能力をもっているかどうかを採用基準とし、適性・能力に関係のない事由（下記の①～⑭など）を採用基準としないようにする必要があります。適性・能力に関係のない事項は、それを採用基準としないつもりでも、応募用紙に記載させたり、面接において尋ねたりすれば、結果としてどうしても採否決定に影響を与えることとなり、就職差別に繋がるおそれがあります。採用選考時においても、応募者の基本的人権を尊重することは重要です。

### ● 本人に責任のない事項の質問

- ① 本籍・出生地に関する事
- ② 家族に関する事（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境に関する事

### ● 本来自由であるべき事項の質問（思想・信条にかかわること）

- ⑤ 宗教に関する事
- ⑥ 支持政党に関する事
- ⑦ 人生観・生活信条などに関する事
- ⑧ 尊敬する人物に関する事
- ⑨ 思想に関する事
- ⑩ 労働組合（加入状況や活動歴など）・学生運動などの社会運動に関する事
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書に関する事

### ● 不適切な選考方法

- ⑫ 身元調査の実施
- ⑬ 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない健康診断の実施

### お問い合わせ

人権共生課 人権共生担当 電話番号 048-736-1130

社会教育課 社会教育担当 電話番号 048-739-6808

# 農産物紹介事業

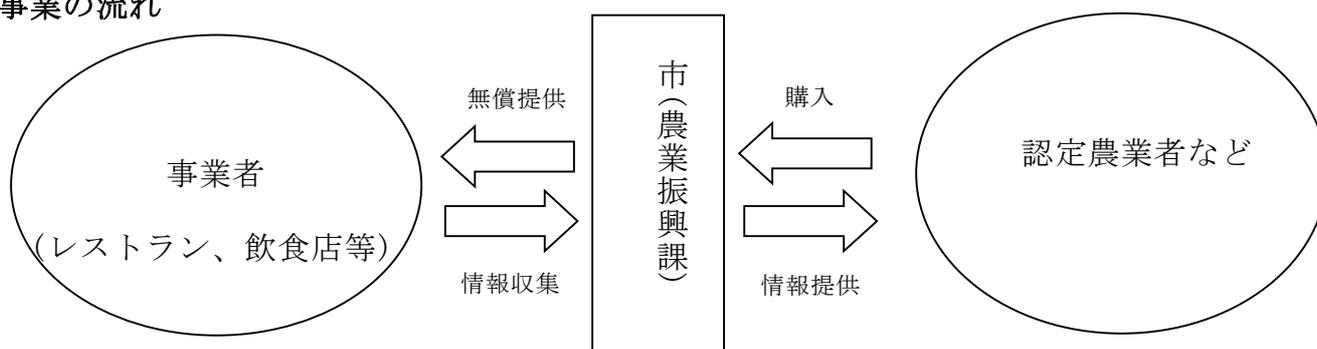
---

地元農産物を活用したい事業者（レストラン、飲食店等）を募集します。

## 事業の概要

特別栽培農産物や特色ある農産物を生産する認定農業者などから地元農産物を市が直接購入し、市内のレストランなどの事業者が無償で提供することにより、地元農産物の活用を推進するものです。

## 事業の流れ



## 募集対象者

- 地元農産物を新商品、新メニューの開発などに活用したいレストランなどの事業者
- 地元農産物を既存商品、既存メニューに活用したいレストランなどの事業者

## お問い合わせ

農業振興課 農業振興担当 電話番号 048-739-7085 FAX番号 048-737-3683

メールアドレス：[nosei@city.kasukabe.lg.jp](mailto:nosei@city.kasukabe.lg.jp)

## 春日部市小規模契約希望者登録制度

---

### 春日部市小規模契約希望者登録制度とは

春日部市小規模契約希望者登録制度は、市が発注する小規模(おおむね 50 万円以下)な建設工事(修繕を含む)、設計・調査・測量業務委託、土木施設維持管理業務委託等の契約において、この制度に登録された業者を業者選定の対象とし、市内業者の受注機会の拡大を目的とするものです。

### 登録できる業者(法人、個人を問いません)

登録しようとする業種において、春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていない業者であって、以下の条件を満たす業者が申請できます。

1. 法人事業者の場合は、春日部市内に本社(本店)を有し、法人登記があること
2. 個人事業者の場合は、春日部市内に本社(本店)を有し、春日部市内に代表者の住民登録があること

### 登録できない業者(法人、個人を問いません)

1. 春日部市内に本社(本店)を置いていない業者(他の市町村に本店がある場合など)
2. 個人事業者で、春日部市内に本社(本店)を置いているが、代表者の住民登録が春日部市内にない業者
3. 個人事業者で、成年被後見人、被保佐人、被補助人および破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない業者
4. 登録しようとする業種において、春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている業者
5. 市税を滞納している業者
6. 登録をしようとする業種について必要な資格、許可等を有していない業者

### 登録業種について

建設工事の業種は 5 業種以内です。

春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録している者については、その名簿に登録されている業種と合わせて 5 業種まで登録できます。

## 登録完了後は...

春日部市小規模契約希望者登録名簿に登載して、春日部市公式ホームページに公開します。これにより小規模な建設工事等の契約において業者選定の対象となります。

名簿に登載されることは、指名や見積もり依頼時に選定の候補になるということで、確実な指名や契約の約束をするものではありませんのでご注意ください。

お問い合わせ

契約課 契約担当 電話番号 048-736-1128

# 環境関連の規制について

---

## 市役所に寄せられる主な苦情

### ・解体工事

建物の解体などで、多くの苦情が寄せられます。

作業は丁寧に。また、事前に周辺への挨拶まわりをしましょう。

### ・カラオケ

カラオケの音が屋外に漏れないよう、十分に注意しましょう。

保健所から深夜騒音に関する書面を受け取り、市役所（環境政策課）で指導を受けてください。

### ・におい等

「におい」「照明による光」「騒音・振動」など、ご近所の生活環境に十分配慮しましょう。また、ごみは適正に処理をしましょう。野外焼却は禁止されています。

## その他の規制

### 1. 大気規制について

工場・事業場からのばい煙、粉じん、建築物などの解体に伴い排出される特定粉じん（アスベスト）の排出などを規制するために、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく規制があります。

ダイオキシン類対策や化学物質の取扱については、埼玉県東部環境管理事務所にお問い合わせください。（電話番号 0480-34-4011）

### 2. 水質規制について

工場・事業場の排水により河川が汚濁されないよう、水質汚濁防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく規制があります。

地下水の汲み上げや地盤沈下については、埼玉県東部環境管理事務所にお問い合わせください。

### 3. 土壌汚染の規制について

土壌汚染対策法では、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合には、土地の所

有者等がその汚染状況を調査する義務などが定められています。3,000平方メートル以上（現在、有害物質を取り扱っている場合は、900平方メートル以上）の土地の形状を変更する場合は、30日前までの届出が必要です。

また、埼玉県生活環境保全条例では、3,000平方メートル以上の土地を改変しようとする場合は、土地の履歴を調査・報告などを行う必要があります。

#### 4. 騒音・振動・悪臭について

工場、事業場から発生する騒音・振動・悪臭、建設工事による騒音・振動を防止するため、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制があります。

※設置や作業開始の期限等、各項目の詳細につきましては、春日部市公式ホームページ環境政策課のページに掲載されています。

#### 5. 温暖化対策について

地球温暖化を防止するため、事業所・工場などにおきましても温暖化対策の推進にご協力をお願いします。

対策例：

- 再生可能エネルギーを利用した設備（太陽光発電等）の導入
- つる性植物による「緑のカーテン」の設置
- 室内の温度設定の徹底（夏：28℃、冬：20℃）
- アイドリングストップ（自動車の空ぶかしの防止）など

※自動車のアイドリングは、燃料を消費するだけでなく、近隣への騒音になります。そのため搬入業者などへの周知もお願いします。

お問い合わせ

環境政策課 環境政策担当 電話番号 048-736-1136

## 事業活動に伴って発生するごみの排出について

---

事業者（小売業、農業、製造業、事務所など）の事業活動（営利を目的としないものも含む）に伴って発生するごみは、自らの責任で適正に処理することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められています。したがって、これらのごみを一般家庭のごみ集積所に出すことはできません。

事業者が排出する一般ごみは、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。

※春日部市が許可した一般廃棄物収集運搬業者については、春日部市公式ホームページ「一般廃棄物収集運搬許可業者一覧」のページからダウンロードできます。

※産業廃棄物に属するごみの収集運搬業者（県の許可）は、埼玉県東部環境管理事務所へお問い合わせのほか、産廃情報ネット「さんぱいくん」、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会の各ホームページから検索することができます。

- 埼玉県東部環境管理事務所 電話番号 0480-34-4011
- 産廃情報ネットさんぱいくん ホームページ <https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>
- 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会  
ホームページ <http://saitama-sanpai.or.jp>

お問い合わせ

リサイクル衛生課 電話番号 048-797-8028

## 特定計量器（ハカリ）の定期検査制度について

---

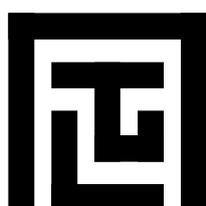
### 定期検査が必要なハカリとは

取引・証明に使用する特定計量器（ハカリ）については、2年に一度定期検査を受ける必要があります。

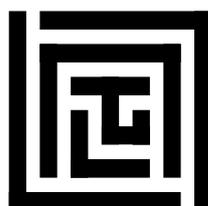
「取引」とは、有償・無償を問わず、物や役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、小売店などで料金を重さで算定し、販売することなどが「取引」にあたります。

「証明」とは、公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することを行い、計量し証明する行為が「証明」にあたります。

これらの行為を行う特定計量器（ハカリ）は、法令の基準に適合し、下記の証印が付されたものでなければ、「取引」や「証明」に使用することが出来ません。



⇒ 検定証印



⇒ 基準適合証印

### 対象事業所

「取引」及び「証明」行為を行っている事業所

### 検査の実施区域と実施方法

市を2つの地区（A地区・B地区）に分割し、それぞれの地区を毎年交互に定期検査を実施します。（2年に一度受検いただくこととなります）

### 定期検査の種別

市が直接、または市が委託した者が行う検査（集合検査・巡回検査）

事業者が、民間の計量士に直接依頼して実施する検査（代検査）

お問い合わせ

くらしの安全課 消費生活担当 電話番号 048-739-6833

## 事業所を対象とする統計調査のお知らせ

国、県及び市において統計調査が行われております。統計法による回答の義務がございますので、ご協力ください。

また、調査の時期、次回の調査実施日については、今後変更される場合があります。

- 事業所を対象とする調査には主に以下のものがあります。

### ①全数調査（対象の産業を営む全ての事業所・企業について調査を行うもの）

調査名	調査の時期	対象の産業	次の調査予定
経済センサス-基礎調査	5年ごとの7月1日	全ての産業	2024年
経済センサス-活動調査	5年ごとの6月1日	全ての産業	2026年
経済構造実態調査	経済センサス-活動調査の実施年を除く 毎年6月1日	製造業・サービス業・特定サービス業	2024年

### ②抽出調査（無作為に対象を抽出し、調査を行うもの）

調査名	調査の時期	対象
毎月勤労統計調査	毎月	全国の、常用雇用者を5人以上雇用する事業所 ※500人以上は全て
小売物価統計調査	毎月	全国で2万8千店舗(事業所)
サービス産業動向調査	月次調査…毎月 拡大調査…毎年6月	全国で1万2千企業、2万5千事業所（月次調査）
個人企業経済調査	四半期ごと	全国約4千事業所

- かたり調査にご注意ください

調査員は顔写真のついた「調査員証」を携帯しています。「調査員証」の提示が無いなど、不審に感じられた際は回答せず、下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ

市政情報課 統計担当 電話番号 048-736-1143

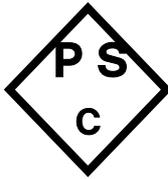
## 製品安全に関する諸制度について

一般消費者等が使用する製品のうち安全性の確保が求められる製品については、国がその製品を指定し、危害の発生を防止するために必要な技術基準を定めています。

これらの製品の製造又は輸入を行う事業者は、その製品が技術基準に適合していることを確認しなければなりません。

また、販売事業者も所定の表示がない製品を販売することはできません。

### 消費生活用製品安全法に基づく表示

区 分	対 象 製 品	マーク
特定製品	<input type="checkbox"/> 家庭用の圧力なべ及び圧力がま <input type="checkbox"/> 乗車用ヘルメット (自動二輪車及び原動機付自転車用ヘルメット) <input type="checkbox"/> 登山用ロープ <input type="checkbox"/> 石油給湯機 <input type="checkbox"/> 石油ふろがま <input type="checkbox"/> 石油ストーブ <input type="checkbox"/> 磁石製娯楽用品 <input type="checkbox"/> 吸水性合成樹脂製玩具	
特別特定製品	<input type="checkbox"/> 乳幼児用ベッド (ベビーベッド) <input type="checkbox"/> 携帯用レーザー応用装置 (レーザーポインター等) <input type="checkbox"/> 浴槽用温水循環器 (ジェット噴流バス、24時間風呂等) <input type="checkbox"/> ライター	

詳しくは、下記の消費生活用製品安全法のページ (経済産業省) をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act\\_outline.html](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act_outline.html)

電気用品安全法に基づく表示

区 分	主 な 対 象 製 品	マ ー ク
<p>特定電気用品 以外の 電気用品</p>	<p>対象製品 全341品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 電気カーペット</li> <li><input type="checkbox"/> 電気冷蔵庫</li> <li><input type="checkbox"/> 電気洗濯機</li> <li><input type="checkbox"/> 電気スタンド</li> <li><input type="checkbox"/> 電子レンジ など</li> </ul>	
<p>特定電気用品</p>	<p>対象製品 全116品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> コンセント</li> <li><input type="checkbox"/> マルチタップ</li> <li><input type="checkbox"/> アダプター</li> <li><input type="checkbox"/> 直流電源装置 など</li> </ul>	

詳しくは、下記の電気用品安全法のページ（経済産業省）をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>

お問い合わせ

くらしの安全課 消費生活担当 電話番号 048-739-6833

## 家庭用品の品質表示に関する制度について

一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者へ家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的として、家庭用品品質表示法が制定されています。

この法律において、表示を行う者は、製造業者、販売業者又はこれらから表示の委託を受けて行う表示業者のいずれかと定めており、品質・性能・取り扱い方法など表示者が表示すべき事項や表示方法が、対象とされる製品ごとに規定されています。

### 家庭用品品質表示法に基づく表示

区 分	主 な 対 象 製 品	主 な 表 示 事 項
<p>繊維製品 38品目</p> 	<input type="checkbox"/> ズボン <input type="checkbox"/> スカート <input type="checkbox"/> 下着 <input type="checkbox"/> カーテン <input type="checkbox"/> ふとん など	<input type="checkbox"/> 繊維の組成 <input type="checkbox"/> 家庭洗濯等取扱方法 <input type="checkbox"/> 表示者名及び連絡先 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>合成樹脂加工品 8品目</p> 	<input type="checkbox"/> 洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具 <input type="checkbox"/> 食事用、食卓用又は台所用の器具 <input type="checkbox"/> 湯たんぽ など	<input type="checkbox"/> 原料樹脂 <input type="checkbox"/> 耐熱温度、耐冷温度 <input type="checkbox"/> 寸法、容量 <input type="checkbox"/> 取扱い上の注意 <input type="checkbox"/> 表示者名及び連絡先 <p style="text-align: right;">など</p>

<p>電気機械器具 17品目</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>電気洗濯機</li> <li><input type="checkbox"/>ジャー炊飯器</li> <li><input type="checkbox"/>電気毛布</li> <li><input type="checkbox"/>テレビジョン受信機</li> <li><input type="checkbox"/>電気ポット</li> <li><input type="checkbox"/>電子レンジ など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>外形寸法</li> <li><input type="checkbox"/>区分名、種類</li> <li><input type="checkbox"/>定格容量、定格内容積</li> <li><input type="checkbox"/>消費電力、年間消費電力量</li> <li><input type="checkbox"/>使用上の注意</li> <li><input type="checkbox"/>表示者名 など</li> </ul>
<p>雑貨工業品 30品目</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>魔法瓶</li> <li><input type="checkbox"/>かばん</li> <li><input type="checkbox"/>合成洗剤</li> <li><input type="checkbox"/>塗料</li> <li><input type="checkbox"/>なべ</li> <li><input type="checkbox"/>歯ブラシ など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>品名、種類</li> <li><input type="checkbox"/>寸法、表面加工</li> <li><input type="checkbox"/>成分、材料、用途</li> <li><input type="checkbox"/>取扱い上の注意</li> <li><input type="checkbox"/>表示者名</li> <li><input type="checkbox"/>連絡先 など</li> </ul>

詳しくは、下記の家庭用品品質表示法のページ（消費者庁）をご参照ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household\\_goods/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/)

お問い合わせ

くらしの安全課 消費生活担当 電話番号 048-739-6833

## 個人住民税の給与からの特別徴収制度について

---

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村へ納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、パート・アルバイト等を含む全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第 321 条の 3）

特別徴収は従業員の方にとってメリットのある制度ですので、事業主の皆様にはご理解とご協力をお願いします。

### 【特別徴収によるメリット（従業員）】

- ① 金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、納め忘れる心配もありません。
- ② 自分で納付する場合の納期が原則年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 1 2 回であるため、1 回あたりの負担が少なくて済みます。

なお、春日部市公式ホームページにおいて、特別徴収に関するご案内や各種申請書類の様式を掲載していますのでご参照ください。

また、特別徴収の制度や申請手続き等のお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。

お問い合わせ

市民税課 個人住民税担当 電話番号 048-796-8774

## 法人市民税について

---

法人市民税は、市内に事務所等及び寮等を有する法人に申告と納税義務がある税金で、法人税の額に応じて算出される「法人税割」と、従業者数などに応じて算出される「均等割」からなります。

納税については、納税義務者が税額を自ら計算して確定申告等の方法により申告・納付する必要があります。

### 納税義務者

1. 市内に事務所又は事業所を有する法人
2. 市内に保養施設等を有する法人
3. 市内に事務所等又は保養施設等を有する法人でない社団、または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの、又は法人課税信託の引受を行うもの
4. 法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所等を有するもの

### 設立等の届出

法人の設立・設置・変更などがあつた場合は、30日以内に「法人の設立等に関する申告書」を、届出内容に関する必要書類を添えて提出してください。

### 法人市民税の申告・納付

納税義務がある法人は、原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内に自ら税額を計算して申告・納付する必要があります。

税率、各種申請書類については、春日部市公式ホームページに掲載していますのでご参照ください。

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

市民税課 諸税担当 電話番号 048-796-5413

## 償却資産の申告について

春日部市内において会社や個人の方が、事業のために所有している構築物、機械、工具、器具、備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産を所有している方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について毎年1月31日までに申告くださいますようお願いいたします。

### 申告の対象となる資産

- 固定資産に関する帳簿に計上されている全ての資産
- 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産
- 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産
- 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し、事業の用に供している資産
- 資産の所有者が、他の者に貸し付けて事業の用に供している資産
- 建物の附属設備[賃借人が賃借建物に施した附属設備（簡易間仕切・店舗造作等）]

### 種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1種	構築物	門、塀、構内舗装、看板、緑化施設等の外構工事等
2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備等
3種	船舶	ボート、釣り船等
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5種	車両及び運搬具	自動車税・軽自動車税の対象外の特殊自動車等
6種	工具・器具・備品	パソコン、陳列ケース、医療機器、理容及び美容機器等

お問い合わせ

資産税課 償却資産担当 電話番号 048-796-8704

# 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

## (事業者編)

---

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）により平成 27 年 10 月から全国民に個人番号が付番されました。事業者は、従業員などの個人番号及び特定個人情報（個人番号を含んだ個人情報をいう。以下同じ）を取り扱うこととなります。このガイドラインでは、個人番号及び特定個人情報の取扱いについて、具体例を用いて分かりやすく解説しています。

### ガイドライン掲載場所

- 個人情報保護委員会のホームページ

<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

### マイナンバーに関する情報を掲載しています

- デジタル庁 マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

### マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

電話番号 0120-95-0178（マイナンバー年末年始を除く）

平日 9：30～20：00

土日祝 9：30～17：30

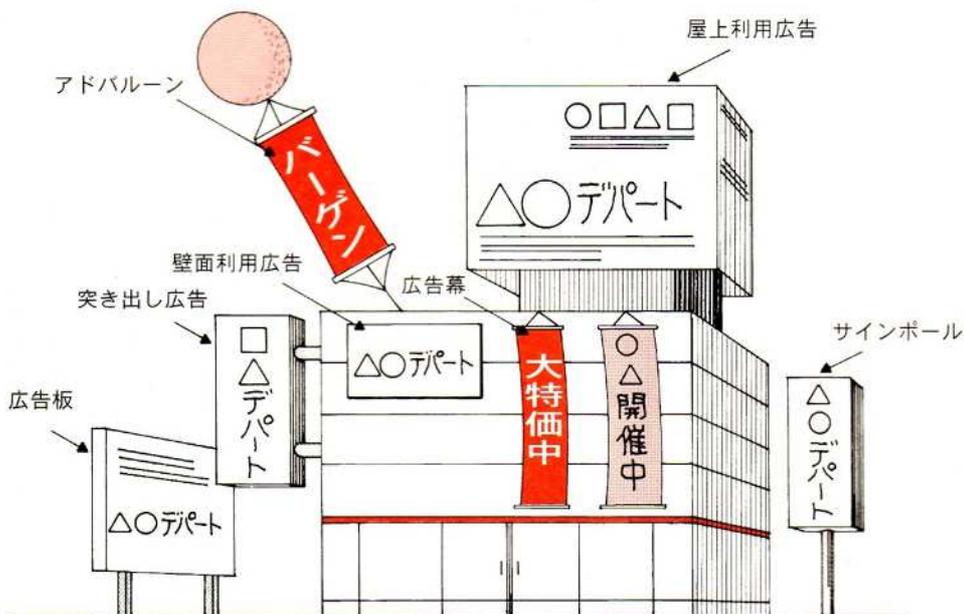
### お問い合わせ

市政情報課 市民相談・情報公開担当 電話番号 048-739-6844

# 屋外広告物の規制について

## 屋外広告物とは

「常時又は一定の期間継続」して「屋外」で「公衆に表示」されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出又は表示されたもの並びにこれらに類するものです。屋外広告物はどこでも表示できるわけではありません。表示するにあたっては、屋外広告物法及び春日部市屋外広告物条例等によるルールがあります。



## 屋外広告物を表示してはいけない場所があります（禁止地域）

1. 都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は生産緑地地区
2. 市民農園整備促進法に規定する市民農園
3. 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例により指定された建造物とその周囲や、史跡名勝天然記念物として指定された地域
4. 春日部市文化財保護条例により指定された建造物とその周囲や、史跡名勝天然記念物として指定された地域
5. 東武鉄道の市内全区間
6. 都市公園法に規定する都市公園
7. 市長が指定する河川とその付近の地域
8. 市長が指定する駅前広場とその付近の地域
9. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物とその敷地

10. 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院の建物とその敷地
11. 古墳及び墓地
12. 社寺、教会及び火葬場の建物とその敷地
13. 春日部市景観条例により指定された景観計画重点地区で市長が指定する区域

#### 屋外広告物を表示してはいけない物件があります（禁止物件）

1. 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
2. 石垣、擁壁
3. 街路樹、路傍樹
4. 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標
5. 電柱、街灯柱、その他電柱に類するもので市長が指定するもの
6. 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
7. 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
8. 送電塔、照明塔
9. 煙突、ガスタンク、水道タンク
10. 形像、記念碑
11. 景観法の規定により指定された景観重要建造物、景観重要樹木

#### 屋外広告物を表示する場合は許可が必要です

一定規模以下の自家広告物等、許可の手続きを不要とするものを除き、屋外広告物を表示する場合は許可が必要です。許可の基準、手続き等については都市計画課へお問い合わせください。

#### 屋外広告物の表示を業者に依頼する場合は

屋外広告物を設置する場合は、埼玉県知事の登録を受け屋外広告業者登録簿に登録された屋外広告業者に依頼してください。屋外広告業者登録簿は埼玉県のホームページに掲載されています。

お問い合わせ

都市計画課 都市計画・景観担当 電話番号 048-736-1138

## 創業支援事業

---

春日部市は、国（経済産業省・総務省）の「創業支援等事業計画」の認定を受け、市内で創業を希望する方を応援しています。創業に関する様々な疑問・課題に市、公的機関、身近な専門家が相談に対応、情報提供等をいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

また、計画の中で特に創業の確率が高まると考えられる支援を「特定創業支援等事業」として位置づけています。特定創業支援等事業による支援を受けた創業者については、創業の際に国や市からの支援が受けられますのでご利用ください。

### 特定創業支援等事業とは・・・

創業支援等事業計画に掲げる事業の中で、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識が全て身につく継続的な支援のことで、4回以上1ヶ月以上の継続的な支援を創業希望者に対して行う事業をいいます。特定創業支援等事業を利用し、証明書の交付を受けた方は、その後創業する際に国からの支援を受けることができます。

### 春日部市特定創業支援等事業

- 「ワンストップ相談窓口」（個別相談）

（春日部商工会議所中小企業相談所・庄和商工会）

- 「創業塾」（原則全4回講座・セミナー形式）（創業支援ルーム）

- 「創業相談窓口」（個別相談）（公益財団法人埼玉県産業振興公社）

- 「創業セミナー」（公益財団法人埼玉県産業振興公社）

※創業塾の開催時期、詳細については、春日部市広報及び春日部市公式ホームページ等にてお知らせいたします。

### 国からの支援（春日部市特定創業支援等事業を利用し、証明書の交付を受けた方が対象です）

以下の支援を利用する場合は、商工振興課までお問い合わせください。

1. 創業前又は創業5年未満の個人の方が会社を設立する際、登録免許税が軽減されます。（例：資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減）

以下の全ての条件を満たした方が対象です。

- ① 春日部市特定創業支援等事業を利用し、証明書の交付を受けた方

- ②初めて創業する方（初めて創業して5年未満の個人の方）
  - ③春日部市内に株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立される方
2. 創業前又は創業5年未満の個人の方が融資を受ける際、無担保・第三者保証人なしの創業関連保証の枠が、1,000万円から1,500万円まで拡大されます。
3. 創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が事業開始6ヶ月前から利用できるようになります。
- ※2、3については春日部市外に創業される場合も受けることが可能です。

**市からの支援（春日部市特定創業支援等事業を利用し、証明書の交付を受けた方が対象です）**

1. 法人設立応援補助金

- ①創業前の方又は創業後5年未満の個人の方が、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際に、登録免許税の一部を補助します。  
補助を受ける際は、法人設立後、市に必要書類を提出する必要があります。詳しくは春日部市公式ホームページをご覧ください。
- ②春日部市で交付された証明書にて、春日部市以外で創業する場合は、この補助金を受けることはできません。

**その他の創業支援事業**

●創業支援セミナー

創業に興味がある方、創業しようか迷っている方向けに、先輩起業家の講演や創業に関する基礎知識を学ぶセミナーです。

開催時期、詳細については、春日部市広報及び春日部市公式ホームページ等にてお知らせいたします。

詳しくは、下記の春日部市創業支援等事業のページ（春日部市）をご参照ください。

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/keieishien/8400.html>

お問い合わせ

商工振興課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029

## かすかベンチャー応援補助金について

---

この補助金は、新たな地域産業と雇用創出による地域活性化を図るため、市が指定する区域内の空き店舗を利用して創業を行う方・創業して5年未満の方に対し、創業の際にかかる費用の一部を補助するものです。

### 募集期間

- 令和6年4月1日（日）～令和6年8月30日（金）まで  
（毎月月末締切。予算がなくなり次第、受付終了。）

### 募集対象者

以下1から9の要件をすべて満たす方

1. 補助事業完了日までに創業する又は創業して5年未満の中小企業者で、市が指定した区域の空き店舗に出店する方
2. 補助事業完了日までに春日部市の創業支援等事業計画に基づく支援を受けた、または補助事業完了日までに受ける予定の方
3. 補助事業完了日までに春日部商工会議所または庄和商工会及び該当区域の商店会に加入する方
4. 市税等の滞納がない方
5. 応募者または法人の役員が暴力団等の反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力との関係がないこと
6. 同種の補助金を受けて創業及び出店をする方でないこと
7. 過去にかすかベンチャー応援補助金を受けて創業及び出店したことがない者
8. 空き店舗の所有者もしくは当該所有者の3親等以内の親族、またはそれらの者と生計を一にする者で者
9. 対象空き店舗の所有者と賃貸契約を締結し、そこで事業を行おうとする者

### 補助対象事業

補助対象事業は、募集対象者が実施する事業で、補助金交付決定年度内に開業または設立を完了する事業。

#### 【補助対象事業】

業種指定なし

ただし、直接客（法人客を除く）が来店する店舗であること。チェーン店を除く特定の客しか利用できない店舗を除く（学習塾やデイサービスなど。スポーツジム等新

規客がいつでも自由に登録利用できる店舗は可)

風俗営業、貸金業、宗教活動、倉庫として利用する事業、公序良俗に反する事業を除く  
前項の規定に関わらず、以下に該当する事業は対象外となります。

1. 春日部市内にある他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗が空き店舗となる事業
2. その他市長が適当でないと認める事業

### 補助対象経費

経費区分	対象経費
設備費	市内の店舗の開設に伴う外装工事・内装工事費用、材料費 【対象とならない費用 (例示)】 自身で工事を行う場合の工事費用
店舗等借入費	市内の店舗等の借り入れに伴う仲介手数料
原材料費	試供品・サンプル品の制作に係る費用 【対象とならない経費 (例示)】 試供品・サンプル品の制作に係る費用として明確に特定できないもの。
広報費	販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費 【対象とならない経費 (例示)】 切手の購入費、自身で行うポスティング等の手数料

### 補助金の額

	補助率	補助限度額
かすかべビジネスプランコンテストの受賞者 (受賞した事業計画に基づき実施する事業に限る)	1 / 2 以内	1 5 0 万
市指定区域内への出店者		1 0 0 万

### 申請書の提出について

「かすかベンチャー応援補助金申請書」に必要事項を記入し、募集要項に記載の必要書類を添えて、商工振興課窓口へ提出してください。(直接持参)

募集要項は商工振興課窓口で配布のほか、春日部市公式ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ

商工振興課 企業誘致担当 電話番号 048-797-8029

## 保育施設等（保育所・保育園・認定こども園（保育利用）・地域型保育施設）、私立幼稚園

---

保育施設等とは、保護者が働いている場合または、疾病等の事情により家庭で保育することができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

### 保育を必要とする事由（申請事由）

児童の保護者が次の1～9のいずれかの事情にある場合  
(ただし、定員に余裕のない場合は入所希望施設に空きが生じるまで入所できません)

1. 家庭内もしくは家庭外で月64時間以上（週4日以上かつ1日4時間以上）労働することを常態としている場合
2. 親の出産の前後（産前6週から産後8週まで）にあたる場合
3. 病気、負傷、心身に障がいがあり、家庭での保育ができない場合
4. その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時その介護にあたっている場合
5. 火災、風水害、地震などの災害により、その家屋を失ったり破損したりしたため、その復旧の間、家庭での保育ができない場合
6. 求職活動中もしくは求職活動予定であり、月64時間以上（週4日以上かつ1日4時間以上）労働する予定である場合
7. 学校、職業訓練校に在学中もしくは在学予定の場合（通信教育は除く）
8. 育児休業取得中に、既に保育施設等を利用している児童がおり、引き続き利用の必要がある場合
9. 上記に類する状態として市が認める場合

### 保育時間

午前7時から午後7時まで（一部午前7時30分から午後7時30分まで）を開所時間としていますが、保護者の就労時間等の基準によって異なります。

また、土曜日の開所時間は施設によって異なります。

## 保育料

1. 児童の年齢区分及び世帯の市民税所得割課税額に応じて、算定します。なお、3歳児から5歳児と住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの児童は無償となります。
2. 児童の年齢区分は、4月1日現在の満年齢で認定します。
3. 4月から8月分までの保育料は前年度市民税所得割課税額（前年1月1日時点の住所地で課税）、9月から翌年3月分までの保育料は現年度市民税所得割課税額（現年1月1日時点の住所地で課税）を基に算定します。
4. 配当控除・住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・寄附金税額控除がある場合、控除前の税額で算定します。
5. 児童が保育施設等を病気・負傷により長期欠席する場合は、保護者の申請により保育料が減免される場合があります。
6. 保育料の日割り計算は行っておりません。
7. 正当な理由なく保育料を滞納すると、児童福祉法上の滞納処分を受けることがあります。

## 入所申込手続き

1. 春日部市在住もしくは転入予定者で、入所希望月初日に満8週を経過している乳児（保育施設によって受入年齢が異なります）から申込ができます。
2. 保育施設入所申込書・教育・保育給付認定申請書・入所（園）に係る確認書・保育を必要とする理由を確認するための書類（就労証明書等）など必要書類を揃えてお申込ください。  
書類の詳しい内容については直接保育課までお問い合わせください。
3. 求職中の方もお申込み可能ですが、原則として入所月の翌々月10日までに就労し、就労証明書を提出する必要があります。
4. 市外在住で春日部市内に勤務する方も保育施設に入所可能ですが、お申込窓口は住所地の市区町村となります。

## 受付場所

1. 保育施設（保育所、保育園、認定こども園（保育利用）、小規模保育施設、事業所内保育施設）の利用を希望する場合  
保育課（本庁舎3階）もしくは庄和総合支所福祉・健康保険担当へ。

(注意)

- ① 認定こども園（保育利用）、小規模保育施設、事業所内保育施設の利用を希望する場合には、見学及び子どもの面接が必要です。そのため、希望される施設へ直接お問い合わせください。
- ② 認定こども園（幼稚園利用）、私立幼稚園については、直接施設へお申し込みください。

お問い合わせ

保育課 電話番号 048-736-1139

## 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

---

病児保育事業（病児対応型）とは、お子様が当面の病状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設でお預かりする事業です。

病児保育事業（病後児対応型）とは、お子さまが病気の回復期にあり、治療などは不要だが、保育所などの施設での集団生活をするにはまだ早い場合、主治医の許可のもと特定の保育所でお預かりする事業です。

①八木崎保育所（病児対応型 粕壁 5435-1 電話番号 048-797-5747）

ホームページ <https://www.comaam.jp/yagisakihoikusho/index.html>

②信愛保育園（病後児対応型 大場 1644 電話番号 048-734-9692）

ホームページ <https://www.shinai-nursery.jp>

③おかだわんぱくの森保育園（病児対応型・病後児対応型 藤塚 2855-1 電話番号 048-797-7453）

ホームページ <http://www.okada-wanpaku.com>

④武の子保育園（病児対応型 備後西 5-3-4 電話番号 048-793-4103）

ホームページ <https://takenoko.bunbenkan.jp>

※詳細は、直接、施設にお問い合わせください。

お問い合わせ

保育課 電話番号 048-736-1139

## 一時預かり事業（一般型）

---

一時預かり事業（一般型）とは、保護者が、家族の看病を行う場合や冠婚葬祭がある場合、リフレッシュを図りたい場合などに、一時的にお子さまの保育を行う事業です。

### 対象幼児

保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない健康で集団保育が可能な満1歳から小学校又は義務教育学校の前期課程の就学前の幼児で、市内に居住している、又は市内に住所を有する世帯に一時的に居住している幼児

### 利用定員

各施設1日あたり原則2人

### 利用時間

月曜日から金曜日まで …午前8時30分から午後4時30分まで  
土曜日 …午前8時30分から正午まで

### 休業日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

### 保育期間

幼児1人につき、年度内24日まで（ただし、連続利用は5日まで）

### 費用

生活保護世帯、中国残留邦人支援給付受給世帯…0円

その他の世帯…2,000円（給食（おやつを含む。）の実費としての300円を含む。）

※離乳食・アレルギー食の提供は行っていません。

### 支払方法

ご利用当日に、実施施設にてお支払いください。

### 申請手続き

1. 原則として保育希望日の3日程度前までに、利用を希望する保育所へ直接電話し、日時・お名前等をお伝えください。
2. 利用が決まったら、所定の一時預かり事業利用申込書を保育所に提出してください。申請書は各保育所に置いてあります。
3. 日程及び保育所によっては、ご希望に沿えない場合があります。また、初めてご利用の場合は保育所にて面接が必要となります。日程に余裕を持ってお申込ください。

### 実施保育所

保育所名	住所	電話番号
武里南保育所	武里団地 9 街区 16 棟	048-735-4381
第 3 保育所	粕壁 6823	048-752-0736
第 4 保育所	備後西 1 丁目 13-1	048-735-0066
第 5 保育所	藤塚 428-1	048-735-8471
第 6 保育所	牛島 1276	048-754-5040
第 7 保育所	栄町 3 丁目 166	048-754-7426
第 8 保育所	上蛭田 82-1	048-754-8349
第 9 保育所	粕壁 3 丁目 8-1	048-754-3521
八木崎保育所	粕壁 5435 番地 1	048-797-5747
庄和第 1 保育所	西金野井 256-1	048-746-3511
庄和第 2 保育所	東中野 1152	048-746-5221

お問い合わせ

保育課 電話番号 048-736-1139

## 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、昼間常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後や学校の休業日等において家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

### 入室要件

春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）に在学する児童の保護者が、次の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、入室が認められます。

- (1) 就労などにより、昼間常時留守になっている家庭で、児童の保育ができない場合  
（日曜日を除き週4日以上で1日4時間以上就労しており、かつ帰宅が午後3時以降となることが条件。）
- (2) 疾病などにより、児童の保育ができない場合
- (3) 在宅の病人などの看護にあたるため、児童の保育ができない場合
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- (5) 大学又は専門学校等に通学し、(1)と同程度児童の保育ができない場合
- (6) 妊婦又は産褥等の理由により、体調が整わない場合（出産予定日を含む月から）
- (7) その他市長が必要と認める場合

※通年利用のため、長期休業（夏休みなど）のみのお預かりはしていません。

### 保育時間

区分	保育時間
学校の授業のある日（月曜日から金曜日）	放課後から午後7時まで
学校の休業日 （月曜日から土曜日、夏休みなどの長期休暇、学校の代休日など）	午前7時30分から午後7時まで

※児童のお迎えは、勤務終了後、速やかにお願いします。

※児童が事故や犯罪に遭わないために、保護者（保護者の指定した人でも可。祖父母、友人、ファミリーサポートセンターの提供会員など）に児童のお迎えをお願いしています。

## 休室日

日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

※気象状況や災害等により危険が予測される場合や感染症の流行等により、臨時に休室することもあります。

## 保育料・おやつ代

保育料 一人月額9,000円（市に納入）

おやつ代 一人月額2,000円（指定管理者に納入）

※保育料には減免制度がありますが、別途申請が必要になります

※保育料の減免は、生活保護や世帯の所得による減免と、多子世帯による減免があります。なお、おやつ代は実費負担となるため減免制度はありません。

## 納入方法

口座振替による納付のご協力をお願いします。窓口納付をご希望の場合は、保護者あてに納付書（納入通知書）を郵送いたしますので、納入期限内（原則として毎月末日）までに指定・収納代理金融機関、ゆうちょ銀行、またはコンビニエンスストアで納入してください。

※おやつ代の納入方法は、原則口座振替のみとなります。

※納入通知書の発送時期は、入室後、最初の納入期限日の1週間前頃になります。

## 入室手続き

年度途中から放課後児童クラブに入室を希望する場合は、入室を希望する月の前月20日までに必要書類を市役所こども育成課、または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ直接提出してください。

各クラブの入室状況によっては空きが出るまで入室をお待ちいただくことがあります。

## 提出書類

1. 放課後児童クラブ入室申請書
2. 就労証明書（証明日から2か月以内のもの）

※保護者（児童の父・母又は児童を養育している者）及び同居している祖父母（60歳未満の場合）全員の就労証明書が必要です。

※シフト制や変則勤務の場合は、シフト表や勤務表を必ず添付してください。

※申請の要件により、診断書や就労証明など提出書類は異なります。

3. 児童生活状況調査書

4. 放課後児童クラブ保育料減免申請書（保育料の減免を申請する場合）

※家庭の状況等により、その他の書類を提出していただくことがあります。

※入室申請書等は、春日部市公式ホームページ「申請書ダウンロード」からダウンロードすることができます。

放課後児童クラブの所在地、電話番号、FAX 番号及び定員

クラブ名	住 所	電話・FAX 番号	定員
粕壁放課後児童クラブ 1・2	粕壁東3丁目2番19号	048-755-5101	100人
内牧放課後児童クラブ 1	内牧2415番地2	048-755-5102	90人
内牧放課後児童クラブ 2		048-755-5615	
豊春放課後児童クラブ 1・2	道順川戸37番地1	048-755-5103	90人
武里放課後児童クラブ	備後西5丁目3番15号	048-738-4911	70人
幸松放課後児童クラブ 1・2	八丁目353番地1	048-755-5104	85人
豊野放課後児童クラブ	銚子口1087番地	048-738-4912	70人
備後放課後児童クラブ	備後西3丁目2番1号	048-738-4916	60人
八木崎放課後児童クラブ 1・2	中央4丁目1番地	048-755-5105	110人
八木崎放課後児童クラブ 3		048-755-5113	
牛島放課後児童クラブ 1・2	牛島1080番地	048-755-5106	100人
緑放課後児童クラブ	緑町5丁目4番1号	048-738-4918	70人
上沖放課後児童クラブ 1	大沼5丁目44番地	048-738-4919	140人
上沖放課後児童クラブ 2		048-737-6132	
正善放課後児童クラブ 1・2	備後東6丁目2番1号	048-738-4920	75人
立野放課後児童クラブ 1・2	南中曾根1074番地	048-761-3388	109人
立野放課後児童クラブ 3			
宮川放課後児童クラブ	新方袋1090番地	048-755-5107	50人
藤塚放課後児童クラブ	藤塚82番地2	048-738-4922	70人
小淵放課後児童クラブ	小淵905番地1	048-755-5108	70人
武里南放課後児童クラブ 1・2	大枝89番地2街区1棟	048-738-4913	77人

武里西放課後児童クラブ 1・2	大場 8 2 2 番地 1	048-738-4914	90 人
南桜井放課後児童クラブ 1	下柳 1 7 番地 2	048-718-0700	75 人
南桜井放課後児童クラブ 2	下柳 3 番地	048-746-5112	
川辺放課後児童クラブ 1・2	米島 7 5 6 番地	048-746-0212	115 人
川辺放課後児童クラブ 3		048-746-5000	
桜川放課後児童クラブ 1・2	大倉 4 9 6 番地 1	048-747-0101	100 人
中野放課後児童クラブ	東中野 6 5 4 番地	048-746-8488	70 人
江戸川放課後児童クラブ	上吉妻 1 番地	048-748-2100	40 人

※武里、南桜井放課後児童クラブ 1 は、小学校の敷地外に設置されています。

お問い合わせ

こども育成課 放課後児童クラブ担当 電話番号 048-739-6836

## 妊娠・出産・育児に関する相談

---

こども家庭センター「ぽっぽセンター」(本庁舎3階)

妊娠、出産、子育てに関する様々な疑問や悩みの相談ができる窓口です。常駐する助産師や保健師が、相談者の気持ちに寄り添いながら、丁寧にお応えしています。

### 母子保健に関する主な事業

#### 1. 乳幼児健康診査

春日部市では、個別健診として4か月児、集団健診として10か月児、1歳6か月児、3歳5か月児の健康診査を実施しています。

4か月児健康診査は、市内実施医療機関で受診してください。受診票は、かすかべびーず訪問にてお届けしています。10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査は、該当月の1か月前に個別に通知します。

#### 2. ママパパ学級(両親学級)

初めての妊娠・出産、育児をする方とその夫を対象に、赤ちゃんを迎える準備のための教室を実施しています。歯科医師、管理栄養士、助産師、保健師の講話や沐浴体験などができます。その他、乳幼児応急手当講習会なども受講できます。

#### 3. 乳幼児健康相談

就学前の乳幼児を対象に、保護者の育児不安の解消のため、健康相談を実施しています。保健師、管理栄養士等が、乳幼児の体重や身長等の計測のほか育児、栄養、発達などの指導や助言を行っています。

お問い合わせ

こども相談課 母子保健・相談担当 電話番号 048-736-1112

「ぽっぽセンター」 電話番号 048-736-1110

## 家庭児童相談

---

子育ての悩みは誰にでもあります。子育てに少しでも不安やストレスを感じたら、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

毎月第3日曜日には、春日部第1児童センター(エンゼル・ドーム)で休日家庭児童相談を実施しています。

### 対象

- 市内に住所を有する18歳未満の児童及びその保護者など

▶ 子ども本人、家族、地域の人など、誰でも相談できます。匿名も可能です。

### 相談内容(来所・電話)

1. 性格、情緒、生活習慣等に関する事。
2. 学校生活等に関する事。
3. その他、家庭における児童に関する事。

▶ 来所相談の場合は、事前に電話で予約をしてください。

### 費用

- 無料

#### 《本庁舎3階家庭児童相談室》

所在地：春日部市中央七丁目2番地1

電話番号：048-736-1111(内線3963)

開室時間：月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)

10:00～正午、13:00～16:00

#### 《春日部第1児童センター(エンゼル・ドーム)》

所在地：春日部市牛島371番地1

電話番号：048-755-8190

開室時間：水・木曜日、毎月第3日曜日(祝休日・年末年始を除く)

10:00～正午、13:00～16:00

《春日部第2児童センター(グーかすかべ)》

所在地：春日部市粕壁三丁目8番1号

電話番号：048-754-9140

開室時間：金曜日（祝休日・年末年始を除く）

10:00～正午、13:00～16:00

《庄和児童センター(スマイルしょうわ)》

所在地：春日部市金崎839番地1

電話番号：048-718-0088

開室時間：月曜日（祝休日・年末年始を除く）

10:00～正午、13:00～16:00

お問い合わせ

こども相談課 母子保健・相談担当 電話番号 048-796-8902

## 令和6年度 春日部市がん検診等のご案内

市内に住民登録のある方を対象として、がん検診等を実施しています。どの公的医療保険に加入しているかは問いません。

特に記載のあるもの以外は、各検診ともに年度内1回の受診となります。

下記の検診は予定ですので、日程等が変更になる場合があります。詳細は広報かすかべ、春日部市公式ホームページ及び令和6年度コミュニケーション・健康情報カレンダー34～38ページをご覧ください。

### 【春日部市保健センターへ申し込みが必要な検診】

申し込み期間内に春日部市保健センターへ申し込みが必要です。

申し込み期間	種類	対象	検査項目	自己負担金	実施場所	実施期間
9月20日～ 10月31日	(集団) 乳がん 検診	40歳以上 (S60.4.1以前生まれ)で令和5年度(R6.1月～3月)に市の乳がん検診を受診していない女性	問診 乳房X線検査 (マンモグラフィ)	800円	春日部市保健センター 庄和保健センター 健康福祉センター 公民館等	令和7年 1月～3月 (予定)
令和7年 1月(予定)	(集団) 胃がん X線 検診	40歳以上 (S61.4.1以前生まれ)	問診 胃部X線検査 (バリウム)	800円	春日部市保健センター 庄和総合支所 健康福祉センター 公民館等	令和7年 5月～6月 (予定)
	(個別) 胃がん 内視鏡 検診	50歳以上 (S51.4.1以前生まれ)で令和6年に市の胃がん検診(内視鏡)を受診していない方	問診 内視鏡検査 (胃カメラ)	3,200円	市内実施医療機関	令和7年 3月～7月 (予定)

**【春日部市保健センターへ申し込みが必要のない検診】**

市内実施医療機関にて受診できます。

ご予約等については、実施医療機関へ直接お問い合わせください。実施医療機関は、令和6年度ゴミニケーション・健康情報カレンダーの34～38ページをご覧ください。

種類	対象	検査項目	自己負担金	実施期間
子宮がん 検診	20歳以上 (H17.4.1以前生まれ)で令和 6年4月以降に妊婦健診で子 宮頸がん検診を受診してい ない女性	問診 視診 内診 子宮頸部の細 胞診  子宮体部の細 胞診 (医師の指示 があった方)	頸部 1,300円  頸部・体部 2,000円	5月1日～ 令和7年2月28日
肺がん・ 結核検診	40歳以上 (S60.4.1以前生まれの方)	問診 胸部X線検査	X線 600円	6月1日～ 10月31日
大腸がん 検診		問診 便潜血検査	800円	
大腸がん 検診	問診 B型、C型肝炎 ウイルス検査	600円		
肺炎 ウイルス 検診	40～70歳 (S60.4.1以前生まれ、かつ 検診当日70歳以下)で過去 未受診者			
歯周病 検診	30歳 (H6.4.2～H7.4.1生まれ) 40歳 (S59.4.2～S60.4.1生まれ) 50歳 (S49.4.2～S50.4.1生まれ) 60歳 (S39.4.2～S40.4.1生まれ) 70歳 (S28.4.2～S29.4.1生まれ)	口腔内検査 検診結果に対 しての助言・ 指導	500円	検診受診券を対象 者に郵送します。 (5月末に郵送)  6月1日～ 令和7年1月31日

●検診費用が無料になる人

- ①検診当日70歳以上の人 ②一定の障がいがある65歳～69歳の後期高齢者医療制度加入者  
③生活保護受給者 ④中国残留邦人等支援給付受給者 ⑤世帯全員が住民税非課税の人

●持ち物

- ①④本人確認証 ②後期高齢者医療被保険者証 ③受給証 ⑤無料券 (事前に申請が必要)

お問い合わせ

春日部市保健センター (健康課 健康づくり担当) 電話番号 048-736-6778

## 令和6年度 健康づくり事業のご案内

市内に住民登録のある方を対象として、健康づくりに関する教室や講演会、健康相談を行っています。

事業名	内容	実施日・場所	
生活習慣病 予防教室 「からだ革命」	生活習慣病予防に関する講義及び運動実技、調理実習を通して生活習慣病予防を学びます。(※要予約)	運動編：健康講話・運動実技、 年7回 栄養編：栄養講話・調理実習、 年3回 ※日程は広報かすかべに掲載	春日部市保健センター
骨密度測定会	骨密度測定を通し、骨密度維持のための保健指導、栄養指導を行います。(※要予約)	年10回程度 ※日程は広報かすかべに掲載	春日部市保健センター等
コバトン ALK00 (あるこう) マイレージ	ウォーキングによる1日の歩数等でポイントを付与し、抽選により賞品が当たるもので、歩数のカウントは、スマートフォンの専用アプリで行います。	通年	春日部市保健センター
健康相談	生活習慣病の予防やこころに関する相談を、電話または面接により、保健師が相談をお受けします。	電話：毎日（祝日・年末年始を除く） 面接：月～金（祝日・年末年始を除く）※要予約 受付（電話・面接共通） 午前9時～正午 午後1時～午後4時	春日部市保健センター
栄養相談	食事に関する相談を、電話または面接により、管理栄養士がお受けします。		
こころの健康に関する相談	精神疾患やこころの悩みに関する相談を保健師がお受けします。		

お問い合わせ

春日部市保健センター（健康課 健康づくり担当） 電話番号 048-736-6778

## 特定健康診査・特定保健指導のご案内

### [特定健康診査・特定保健指導]

春日部市国民健康保険では、被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。一部のがん検診等も同時受診できます。また、特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクに応じて、特定保健指導を実施します。

事業名	対 象	自己負担金	実施期間
特定健康診査	春日部市国民健康保険被保	1,100 円	6 月 1 日～10 月 31 日 対象者には、順次、受診券を送付します。
特定保健指導	険者のうち、 40～74 歳の方	無 料	概ね 9 月～3 月 対象者には、順次、利用券を送付します。

※事業主の方へ：「労働安全衛生法に基づき事業主が実施する定期健康診断」の受診者に春日部市国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険課へ健診結果の提供をお願いします。健診結果に基づき、特定保健指導を利用いただくことができます。

### [健康診査]

春日部市では、後期高齢者医療被保険者を対象に健康診査を実施します。検査項目は市国保被保険者を対象とした特定健康診査と同じです。一部のがん検診等も同時受診することができます。

事業名	対 象	自己負担金	実施期間
健康診査	後期高齢者医療被保険者 (75 歳以上の方及び 65 歳 から 74 歳で一定の障がい があると認定を受けた方)	無料	6 月 1 日～10 月 31 日 対象者には、順次、受診券 を送付します。

### お問い合わせ

特定健康診査・特定保健指導 国民健康保険課国保給付担当 電話番号 048-796-8645  
健康診査 国民健康保険課後期高齢者医療担当 電話番号 048-796-8679

## 「赤ちゃんの駅」協力事業者募集について

---

市では平成21年4月より、乳幼児（概ね3歳未満の児童）を持つ子育て家族を支援する取り組みの一環として、外出中の親子が授乳やオムツ替えが必要になった時に地域の中で気軽に立ち寄れるような場所を提供するため、市内施設77カ所（令和6年4月現在）を「赤ちゃんの駅」として登録しています。

この「赤ちゃんの駅」事業の協力事業者を募集します。登録後は、施設の入口・受付窓口など利用者がわかりやすい場所に、市の子育て応援キャラクターのクレヨンしんちゃんが目印の「赤ちゃんの駅」のステッカーやポスターの掲示のほか、授乳室・おむつ替え検索地図アプリ「Baby map」への登録をお願いしています。

### 事業内容

1. オムツ替えをするための場所を提供する。
2. 母親が人目を気にせず授乳できる場所を提供する。

### 応募方法

「赤ちゃんの駅」登録申込書を市役所3階こども育成課へ提出してください。

※登録申込書は、春日部市公式ホームページ『春日部市「赤ちゃんの駅」協力事業者募集』のページに掲載されています。

お問い合わせ

こども育成課 こども育成担当 電話番号 048-796-8193

## 市広報紙などへの広告募集

---

### 広報かすかべ広告募集（有料）

広報かすかべは毎月1回9万部発行し、自治会などを通じて配布するほか、市内の公共施設、駅、金融機関、郵便局、スーパーマーケットや、コンビニエンスストアの一部店舗にも置いてあります。

紙面に広告を掲載して、あなたの会社やお店の魅力などを宣伝しませんか。

### 市ホームページバナー広告募集（有料）

市ホームページには月平均約30万件のアクセスがあります。

市のホームページにバナーを表示して、あなたの会社やお店の魅力などを宣伝しませんか。

申し込み方法などは、春日部市公式ホームページ「事業者向け」の広告募集に掲載しています。

詳しくは、下記お問い合わせ先まで

お問い合わせ

シティセールス広報課 広報広聴担当 電話番号 048-736-1120

## かすかべ<sup>プラスワン</sup> + 1 サポーター（企業サポーター）の募集

---

「かすかべ+1 サポーター」は、春日部のまちの魅力を発信する人がつながって、相互に高め合えるプラットフォームとなることを目指しています。個人サポーターと企業サポーターの2種類があり、ゆるやかにつながりながら「春日部が好き！」を市内全体へ、市外へと広げる活動を進めていきます。「春日部が好き！」な皆様のご登録をお待ちしています。

### 活動内容（※以下の方法から、可能な範囲でご協力をお願いします）

1. かすかべ+1 サポーター「個人サポーター」向けのサービス提供
2. 市主催イベントのポスター掲示およびチラシ配架によるPR協力
3. 「春日部の良いところ」のSNS等による情報発信・PR活動

### 特典

- ・ メールマガジンの配信
- ・ メールマガジンおよび市公式 SNS で、サポーターの皆さんの活動（市民向けイベント等）をPR
- ・ 市ホームページおよび市公式 SNS で、サポーターの皆さんの活動をご紹介

活動内容の詳細や申し込み方法などは、春日部市公式ホームページ内シティセールス専用サイト「かすかべスタイル『+1 な日々』」にてご確認いただけます。（下記 URL 参照）

〈シティセールスサポーター「かすかべ+1（プラスワン）サポーター」を募集しています〉

[https://www.city.kasukabe.lg.jp/sumiyosa\\_miryoku/kasukabestyle\\_puls1nahibi/kasukabenohito/10892.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/sumiyosa_miryoku/kasukabestyle_puls1nahibi/kasukabenohito/10892.html)

詳しくは、下記お問い合わせ先まで

お問い合わせ

シティセールス広報課 シティセールス推進担当 電話番号 048-796-5985

## 認知症サポーター養成講座について

---

皆さんの事業所でも認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を身につけ安心して暮らせるまちづくりをしませんか。

「認知症サポーター」は、認知症の人やその家族を支え見守る応援者です

認知症の方と家族を支え、多くの方に正しい知識を広めるため、「認知症を知り地域を作る」キャンペーンの一環として、認知症サポーターを全国で養成しています。

65歳以上では約4人に1人が認知症、またはその予備群ともいわれており、認知症について多くの方が正しく理解することが求められております。

### 1. サポーターになるには

標準で90分程度のサポーター養成講座を受講していただければ、どなたでもサポーターになれます。(受講料は無料)

### 2. サポーター養成講座の内容は

認知症の基礎知識や、認知症の方と接する際の心がまえ等をお話しします。

### 3. サポーターになったら何をすればいいのか

できる範囲で認知症の方を温かく見守り、手助けや認知症についての正しい知識を周りの方に広めることをお願いしています。

サポーターになった方には、サポーター証(カード)をお渡ししています。

また、事業所に認知症サポーターの方がいる場合は、「認知症サポーターがいます」というロゴの入ったステッカーを希望により配布いたしますので、店頭などに掲示し認知症の方に優しい対応をお願いします。

講師(キャラバンメイト)の紹介や受講にあたっての相談は下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ

介護保険課 地域支援担当 電話番号 048-736-1119 F A X 番号 048-733-0220

## 仕事と介護の両立～介護離職を防ぐために～

---

高齢者人口の増加とともに、介護保険制度上の要支援・要介護認定者数は増加しており、今後、団塊世代が75歳（後期高齢者）に突入することに伴いその傾向は続くことが見込まれます。

介護者は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者であることが多く、企業において管理職として活躍する方や、職責の重い仕事に従事する方も少なくありません。そうした中、介護は育児と異なり突発的に問題が発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられます。

このため、厚生労働省では、育児・介護休業法に定められた介護休業制度などの周知徹底を図り、企業及び労働者の皆さんの課題を把握し事例集を作成するなど、介護を行っている労働者の皆さんの継続就業を促進しています。

### 介護休業制度 特設サイト

介護休業、介護休暇、短時間勤務等の措置など、仕事と介護の両立支援制度を紹介しています。

詳しくは

[介護休業制度 特設サイト](#)

[検索](#)

### 事業主の方へ

厚生労働省では、公式ホームページにおいて事業主の方向けの情報提供サイトを設けています。

詳しくは

[厚生労働省 仕事と介護の両立](#)

[検索](#)

お問い合わせ

介護保険課 計画・事業指導担当 電話番号 048-796-8285

## 養育費等弁護士相談

---

離婚後の養育費や面会交流等について無料で相談できます。

### 対象

- 市内在住のひとり親家庭の親、または、お子さんがいて離婚を考えている方

### 相談時間

- 月2回（日程の詳細は市公式ホームページに掲載しています）

13:20～16:20

※原則予約制、1人60分、1年度に1人1回まで

### 場所

- 春日部市役所本庁舎3階 こども家庭センター相談室

お問い合わせ

こども相談課 相談管理担当 電話番号 048-736-1113

## フォークリフトの登録について

---

小型特殊自動車（フォークリフトなど）を所有している場合は、公道を走らなくても、ナンバープレートを取得しなければなりません。

小型特殊自動車（フォークリフトなど）を持っていて、ご登録がお済みでない方は、春日部市役所市民税課もしくは庄和総合支所総務担当の窓口にて、登録手続きをお願いします。登録手続きにより、ナンバープレートを交付いたします。

### 納税義務者

- ・小型特殊自動車（フォークリフトなど）を所有している個人、又は法人
- ・所有形態が「リース」で、所有者と使用者が異なる場合は、所有者
- ・所有形態が「所有権留保（ローン等）」の場合は、使用者

### 登録の手続き

- ・新規購入・譲受・変更などがあつた場合は、15日以内に「軽自動車税（種別割）申告（報告）書 兼 標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」を、届出内容に関する必要書類を添えて提出してください。
- ・車両の取得時に遡って登録が必要になる場合は、軽自動車税も遡及して課税となりますので、ご注意ください。

### 必要書類

1. 販売証明書
2. 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
3. （本人以外が申請する場合は）事業所等との関係を証するもの

税率、各種申請書類については、春日部市公式ホームページに掲載していますのでご参照ください。

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

市民税課 諸税担当 電話番号 048-796-5413

## 市内の避難場所について

---

避難場所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路の遮断によって、避難する場所が異なってきますので、あらかじめ家族全員で話し合い、近くで数カ所の避難場所や連絡方法を確認しておいてください。避難経路は塀際や狭い路地を避け、広く安全な経路を実際に歩いて、確認しましょう。

また、災害時には地域での助け合い（共助）がとても大切です。自治会に加入し、日頃から、自主防災訓練などの自治会活動に積極的に参加するなど「顔の見える関係」をつくり、協力し合いながら避難するようにしましょう。

春日部市公式ホームページ及び市関連サイト「かすかべ オラナビ」では、避難場所の位置や地震・洪水による被害想定などを掲載した災害ハザードマップ、自助・共助の取り組みや風水害時の避難対策などについて掲載した「春日部市災害対策のすすめ」を始めとする様々な防災情報を掲載しています。是非、ご覧ください。

### 指定緊急避難場所

災害により、家屋の倒壊・焼失などで、生活の場を失った住民や帰宅困難な市外からの来訪者などが、一時的に安全を確保するための場所です。

### 指定避難所

災害により、家屋に深刻な被害が発生した、または発生する危険性がある場合などに、一時的な生活場所として、災害の危険性がなくなるまでの間、被災者が滞在する場所です。

### 広域避難場所

地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し、安全を確保する場所です。

### 避難場所一覧

市では、避難場所として、指定緊急避難場所（77カ所）と広域避難場所（4カ所）を指定しています。災害対策本部の指示により、建屋のある避難場所を、災害の規模に応じて、避難所として開設することとなります。なお、避難所を開設する場合は、建物が安全な状態であることを確認してからとなります。

## 指定緊急避難場所

番号	施設名	建屋	所在地	電話番号 (048)
1	粕壁小学校	あり	粕壁東 3-2-19	754-6321
2	内牧小学校	あり	内牧 2415-2	752-3256
3	豊春小学校	あり	道順川戸 37-1	754-0726
4	武里小学校	あり	備後西 5-5-2	735-3026
5	幸松小学校	あり	八丁目 353-1	752-3215
6	豊野小学校	あり	銚子口 1087	735-2112
7	武里南小学校	あり	大枝 89 武里団地 2-1	733-6911
8	武里西小学校	あり	大場 822-1	733-7701
9	谷中小記念館	あり	大場 656	—
10	備後小学校	あり	備後西 3-2-1	735-8479
11	八木崎小学校	あり	中央 4-1	754-4433
12	牛島小学校	あり	牛島 1080	761-1689
13	緑小学校	あり	緑町 5-4-1	736-3745
14	上沖小学校	あり	大沼 5-44	736-3710
15	正善小学校	あり	備後東 6-2-1	736-3741
16	立野小学校	あり	南中曾根 1074	736-0001
17	宮川小学校	あり	新方袋 1090	754-7600
18	藤塚小学校	あり	藤塚 82-2	737-5330
19	小淵小学校	あり	小淵 905-1	761-7161
20	春日部中学校	あり	粕壁 4-4-15	761-2253
21	東中学校	あり	樋堀 181-1	752-2454
22	豊春中学校	あり	南中曾根 107-2	752-2717
23	武里中学校	あり	薄谷 3	735-3034
24	(旧) 谷原中学校	あり	谷原新田 1507	—
25	大沼中学校	あり	大沼 6-75	736-9986
26	豊野中学校	あり	銚子口 130	737-0440
27	春日部南中学校	あり	武里中野 746	737-2869
28	緑中学校	あり	緑町 5-9-38	737-8447

29	大増中学校	あり	上大増新田 140	737-5100
30	市民武道館	あり	大沼 2-107	738-1020
31	粕壁市民センター	あり	粕壁 6918-1	752-3080
32	内牧市民センター	あり	内牧 4398	752-3255
33	豊春市民センター	あり	上蛭田 101-2	754-0942
34	武里市民センター	あり	備後西 1-13-2	735-3004
35	幸松市民センター	あり	牛島 667-1	752-6065
36	豊野市民センター	あり	銚子口 999	735-0009
37	武里南地区公民館	あり	大枝 89 武里団地 7-5	736-8104
38	武里東公民館	あり	備後東 7-38-16	735-2527
39	藤塚公民館	あり	藤塚 1670-1	735-2528
40	粕壁南公民館	あり	南 1-12-23	738-0088
41	豊春第二公民館	あり	豊町 5-14-1	754-2100
42	幸松第二公民館	あり	小淵 73-1	761-5510
43	内牧南公民館	あり	内牧 1498	761-0065
44	市民文化会館	あり	粕壁東 2-8-61	761-5811
45	大沼公園	なし	大沼 7-12	—
46	内牧公園	なし	内牧 2735-1	—
47	牛島公園	なし	樋堀 626	—
48	八幡公園	なし	粕壁 5597	—
49	一の割公園	なし	一ノ割 947-2	—
50	南栄町第1近隣公園	なし	南栄町 17-1	—
51	谷原第1公園	なし	谷原 1-3	—
52	県立春日部高等学校	あり	粕壁 5539	752-3141
53	県立春日部東高等学校	あり	樋籠 363	761-0011
54	県立春日部工業高等学校	あり	梅田本町 1-1-1	761-5235
55	県立春日部女子高等学校	あり	粕壁東 6-1-1	752-3591
56	春日部共栄高等学校	なし	上大増新田 213	737-7611
57	共栄大学	なし	内牧 4158	755-2932
58	武里大枝市民センター	あり	大枝 89 武里団地	737-8022

			2-1	
59	総合福祉センター	あり	中央 2-24-1	762-1080
60	健康福祉センター	あり	大枝 89 武里団地 7-4	733-5550
61	男女共同参画推進センター	あり	緑町 3-3-17	731-3333
62	薬師沼憩いの家	あり	赤沼 475	738-0300
63	大池憩いの家	あり	南 5-7-13	738-4567
64	(旧) 宝珠花小学校	あり	西宝珠花 593	—
65	江戸川小中学校	あり	上吉妻 1	748-1020
66	(旧) 富多小学校	あり	神間 872	—
67	南桜井小学校	あり	下柳 3	746-0026
68	桜川小学校	あり	大衾 496-1	746-6238
69	葛飾中学校	あり	永沼 2250-1	746-0002
70	川辺小学校	あり	米島 756	746-0009
71	中野小学校	あり	東中野 654	746-8271
72	飯沼中学校	あり	飯沼 180	746-7321
73	庄和体育館	あり	金崎 616	746-6111
74	子供の町	あり	西金野井 337	746-0206
75	正風館	あり	大衾 307-1	746-6666
76	県立庄和高等学校	あり	金崎 583	746-7111
77	東部地域振興ふれあい拠点施設 (ふれあいキューブ)	あり	南 1-1-7	734-3005

## 広域避難場所

記号	施設名	所在地	電話番号 (048)
A	大沼公園	大沼 7-12	—
B	牛島公園	牛島 626	—
C	武里団地内公園	大枝 89 武里団地 7	—
D	総合体育施設(ウィングハット)	谷原新田 1557-1	733-7575

お問い合わせ

危機管理防災課 危機管理防災担当 電話番号 048-739-6830

## 消防団協力事業所表示制度

---

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

春日部市では、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的として、消防団に協力している事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付しています。

### 認定の基準

- 従業員が消防団員として、相当数入団している。
- 従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。

### 表示証交付事業所(順不同、敬称略)

- 春日部環境衛生事業協同組合
- 春日部ロイヤルケアセンター
- 有限会社ヨシオカ
- 有限会社和幸観光バス
- 中村商事有限会社
- 株式会社明治住設

お問い合わせ

消防本部総務課 消防団担当

住所 春日部市谷原新田 2097-1 電話番号 048-738-3111

## えせ同和行為を排除しましょう

---

### 「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな阻害要因となる許されない行為です。

### えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

**※部落差別とは…**被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。

埼玉市では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別への正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

### お問い合わせ

人権共生課 人権共生担当 電話番号 048-736-1130

社会教育課 社会教育担当 電話番号 048-739-6808

## かすかべ遊学フェスティバル参加事業（生涯学習事業）の募集

「かすかべ遊学フェスティバル」とは、様々な分野で活動する皆さんが、日ごろの生涯学習の成果を発表したり、展示や鑑賞、体験をしたりして、まち全体で楽しい空間を作りあげるイベントです。

春日部市では、毎年10月～12月の3か月間を「かすかべ遊学フェスティバル推進月間」として、この時期に開催する生涯学習事業（講座、演奏会、展示等）を募集しています。募集期間・申込方法等、詳細については下記担当までお問い合わせください。

### 参加のメリット

- ①公共施設等に掲示・配布されるポスター・パンフレットや、市ホームページ等で、事業内容等の情報が掲載されます。
- ②事業名に「かすかべ遊学フェスティバル参加事業」と冠することができます。

### 開催趣旨・目的

- ①市民に日ごろの学習活動の成果を発表する喜びの場を提供すること。
- ②市民に生涯学習の楽しさや素晴らしさを実感してもらい、学習活動への参加意欲を喚起すること。
- ③市民主体の生涯学習を一層推進し、活力と文化に満ちたまちづくりに寄与すること。

### 参加基準

- ①原則10月～12月の間に春日部市内で開催される事業であること
- ②事業内容が、次のすべてを満たすものであること
  - ・フェスティバルの開催趣旨及び目的に沿う事業
  - ・一般の人に公開される事業
  - ・政治的、宗教的目的を有しない事業
  - ・営利を主たる目的としない事業
  - ・実施に当たっては、安全対策、公衆衛生対策等の措置が十分に講ぜられる事業

※かすかべ遊学フェスティバルへの参加費用はかかりません。

（ただし、事業経費は主催者の負担となります。）

お問い合わせ

社会教育課 生涯学習推進担当 電話番号 048-763-2425(視聴覚センター内)

## 図書館雑誌スポンサーの募集

---

春日部市立図書館では、雑誌コーナーの充実を図るため「雑誌スポンサー制度」を導入し、スポンサーになっていただける企業等を随時募集しています。

雑誌は、図書館の中でも回転率・利用率の高い資料で、多くの方が利用していますので、広告としてご活用ください。

### 提供期間

原則1年単位（ただし、年度の途中で申し込みがあった場合は当該年度末まで）

### 提供雑誌

図書館が作成した雑誌リストの中から選択

### 配置場所

提供雑誌を所蔵している各図書館

### 広告掲示

雑誌カバーなどに広告が掲載できます

### 募集範囲

企業、商店、組織・団体（個人はお受けできません）

※詳細は、春日部市公式ホームページをご覧ください。社会教育課までお問い合わせください。

お問い合わせ

社会教育課 図書館担当 電話番号 048-739-6810

## こどもかけこみ110番の家 市内協力事業者の募集

---

「こどもかけこみ110番の家」は、地域ぐるみで子どもたちの安全・安心を確保することを目的に、春日部市PTA連合会、春日部市教育委員会、春日部警察署、春日部市防犯協会及び市内小・中・義務教育学校が連携協力し、取り組んでいる事業です。子どもが身の危険を感じた時に「安心して助けを求め駆け込める場所」として、市内各小学校、中学校、および義務教育学校の通学路に面した商店や一般家庭など1,000軒を超える皆さんに協力いただいております。

協力いただける事業者には、「こどもかけこみ110番の家」のプレートを、店頭などの目立つ場所に掲示していただくようお願いしています。

### 事業内容

1. 犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子どもの保護
2. 事件・事故の発生を認知したときの110番通報、学校、家庭等への連絡

### 申込方法等

1. 協力いただける事業者は、春日部市役所4階春日部市PTA連合会事務局（社会教育課内）へ直接、または電話、ファックスでご連絡ください。
2. 春日部市PTA連合会事務局（社会教育課内）から該当する学校のPTAに連絡をします。
3. 「こどもかけこみ110番の家」の設置に関する手続きは、各学校のPTAが行いますので、協力いただける事業者には各学校のPTAから改めて連絡をします。
4. 「こどもかけこみ110番の家」のプレートは、各学校のPTAからお渡ししますので、店頭など目立つ場所に掲示してください。

### お問い合わせ

春日部市PTA連合会事務局（春日部市教育委員会 社会教育課内 社会教育担当）

電話番号 048-739-6809 FAX番号 048-737-3681

## 埋蔵文化財の取り扱いについて

---

市内で次の土木工事などを行う場合は、工事予定地に埋蔵文化財（土器や石器、竪穴住居跡、貝塚、古墳など）が包蔵される可能性があるか、事前に文化財課へお問い合わせください。場所や工事内容によっては、工事着手前に書類の提出や埋蔵文化財調査が必要となります。

### 主な工事などの種類

- ・道路や鉄道、電気、水道、ガスなどの工事
- ・住宅や店舗、倉庫、工場などの建築
- ・宅地造成
- ・観光開発
- ・農業基盤整備
- ・土砂採取
- ・その他地面を掘削する工事

### 問い合わせ方法

市役所本庁舎 4階 文化財課窓口へ直接、または電話、ファックスでお問い合わせください。

### 工事予定地に埋蔵文化財が包蔵される可能性がある場合

埋蔵文化財の取り扱いに関する書類を提出してください。春日部市公式ホームページにおいて、様式を掲載していますのでご参照ください。

#### お問い合わせ

文化財課 文化財担当 電話番号 048-739-6811 F A X 番号 048-737-3681

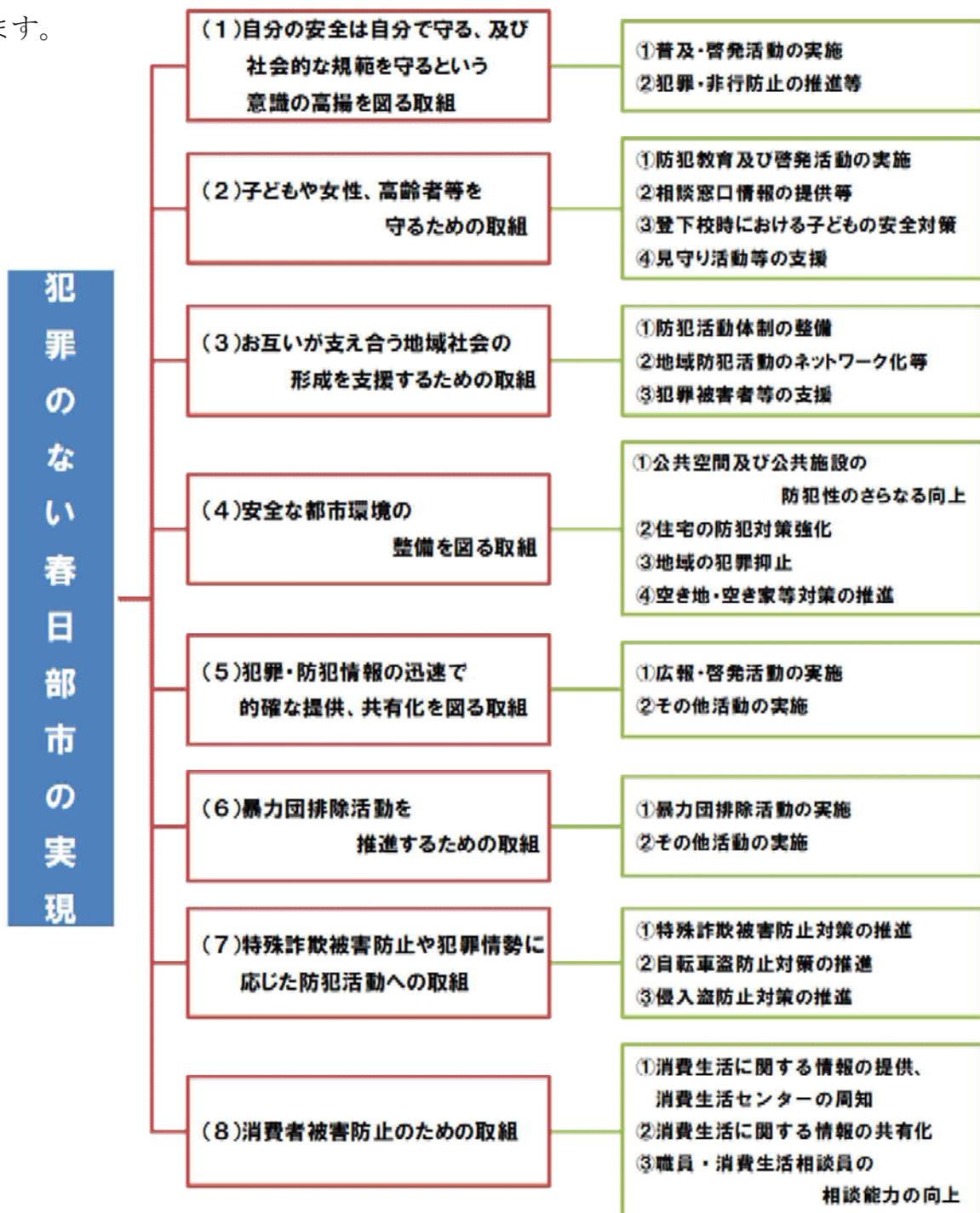
# 防犯のまちづくり

春日部市防犯のまちづくり推進条例第6条では、

「事業者は、(条例の) 基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止に必要な措置を講じ、防犯活動に取り組み、市が実施する防犯のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。」

としています。

春日部市では、防犯のまちづくりのため基本的な取組を設定し、施策を展開しています。



# 1 自分の安全は自分で守る、及び社会的な規範を守るという意識の高揚を図る取組 【施策の内容】

犯罪を起こさせにくい地域環境をつくるため、市民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」「社会的な規範やルールを守る」という意識の高揚に繋がる普及・啓発活動に取り組んでいきます。

また、児童・生徒・学生を対象にSNS及びスマートフォン利用による危険性や闇バイト問題等、各年代に応じた防犯教室や講習会等を関係機関・団体と連携して開催し、被害者にも加害者にもならないための啓発活動を実施します。

## 【主な取組】

### ① 普及・啓発活動の実施

- 警察及び関係機関等の連携による防犯キャンペーンや春日部市地域安全・暴力排除大会等の実施
- 公共施設への懸垂幕、犯罪・非行防止標語の掲示等
- 広報かすかべ、市公式ホームページ、市公式SNS、デジタルサイネージ（以下、「広報かすかべ等」という。）、安心安全メール、防災行政無線を活用した防犯意識の向上
- 防犯協定等の締結

### ② 犯罪・非行防止の推進等

- 出前講座を利用した防犯教室・防犯講話の開催
- 児童・生徒・学生を対象とした防犯教室・防犯講話の開催
- 各地区補導会と連携した非行防止パトロールの実施
- 自主防犯活動団体と連携した防犯パトロールの実施
- 青色回転灯車による防犯パトロールの実施



【埼玉県と連携した防犯のまちづくり街頭啓発キャンペーン】

## 2 子どもや女性、高齢者等を守るための取組

### 【施策の内容】

子どもや女性、高齢者等に対する犯罪を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し、犯罪情報や被害防止対策についての普及・啓発活動や見守り活動の推進及び支援を実施します。

犯罪に巻き込まれない知識を身につけるための参加・体験型の防犯教室や研修等の開催を推進します。さらに、必要な時に相談出来る女性総合相談及び消費生活相談等の窓口の提供や充実を図ります。

また、子どもに対する見守り活動の強化や通学路の安全点検、通学路における街頭防犯カメラの増設等を行います。

### 【主な取組】

#### ① 防犯教育及び啓発活動の実施

- 出前講座を利用した防犯教室・防犯講話の開催
- 児童・生徒・学生を対象とした防犯教室・防犯講話の開催
- 広報かすかべ等を活用した防犯意識の醸成
- 警察及び関係機関等の連携による防犯キャンペーン

#### ② 相談窓口情報の提供等

- 女性総合相談、市民相談、人権相談、消費生活相談、犯罪被害者支援窓口、福祉総合窓口等の各種相談窓口情報の周知
- 行政職員・相談員等の各種相談窓口の相談能力の向上

#### ③ 登下校時における子どもの安全対策

- 学校、通学路、公立保育所及び児童館等の安全点検の実施と適正な管理
- 学校、PTA、交通指導員及び自主防犯活動団体等と連携した登下校時の安全の確保
- 市職員による青色回転灯車による防犯パトロールの実施
- 学校・通学路の防犯カメラの設置

#### ④ 見守り活動等の支援

- 自主防犯活動団体への防犯パトロール用品、ボランティア保険の適用等の各種支援
- 「こどもかけこみ110番の家」の周知・支援
- 「うごく子ども110番」活動の周知・支援
- 各地区補導会と連携した非行防止パトロールの実施

### 3 お互いが支え合う地域社会の形成を支援するための取組

#### 【施策の内容】

家族や地域での絆や連携の強化及び自主防犯活動を行いやすい環境づくりを支援するための取組を行います。

市、市民及び事業者と防犯協会や警察等の関係機関が連携を強化し、防犯活動体制の充実を図り、地域ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。

また、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す取組を行います。

#### 【主な取組】

##### ① 防犯活動体制の整備

- 自治会等の自主防犯活動に関する各種支援
- 青色回転灯車防犯パトロール活動に関する各種支援
- 「こどもかけこみ110番の家」の周知・支援
- 「うごく子ども110番」活動の周知・支援

##### ② 地域防犯活動のネットワーク化等

- 防犯協定等の締結
- 警察及び関係機関等の連絡会議の開催
- 防犯のまちづくり推進功労者等の表彰等
- 市職員及び市民による青色回転灯車防犯パトロール活動

##### ③ 犯罪被害者等の支援

- 犯罪被害者支援窓口の周知
- 犯罪被害者支援窓口の強化
- 犯罪被害者に対する適切な支援の推進
- 犯罪被害者支援キャンペーンの実施



【青色回転灯車防犯パトロール活動】

## 4 安全な都市環境の整備を図る取組

### 【施策の内容】

公共空間や公共施設に犯罪防止の視点を取り入れ、領域性の強化と監視性の確保に努め、犯罪に対する安全性を向上させます。

住宅及び地域社会において、領域性の強化と監視性の確保を高め、犯罪に対する安全性を向上させるように周知します。

また、空き地・空き家において、不審利用や放火等の危険につながらないように、所有者等に対して適正な管理するように推進します。

### 【主な取組】

#### ① 公共空間及び公共施設の防犯性のさらなる向上

- 防犯に配慮した道路の設置及び管理
- 防犯に配慮した駐車場・駐輪場の設置及び管理
- 防犯に配慮した公園・公衆トイレの設置及び管理
- 街頭防犯カメラの適正な管理
- 通学路における街頭防犯カメラの増設
- 公共施設への防犯カメラの設置及び管理

#### ② 住宅の防犯対策強化

- 住宅防犯に関する情報提供
- 防犯対策グッズを配付する街頭防犯キャンペーン等の実施
- 侵入盗防止対策キャンペーンの実施

#### ③ 地域の犯罪抑止

- 一戸一灯運動の周知
- 地域の安全点検、落書き消し及び違法立て看板撤去等の環境美化活動の促進

#### ④ 空き地・空き家等対策の推進

- 放火や不審利用対策のため、所有者に対し、定期的な見回り及び適正な管理等の注意喚起を実施
- 空き地・管理不全の空き家への火災予防

## 5 犯罪・防犯情報の迅速で的確な提供、共有化を図る取組

### 【施策の内容】

犯罪の発生状況や必要な防犯対策等に関する情報を、市民、自治会、自主防犯活動団体及び事業者等に対して、様々な手段方法を活用して広く提供します。

また、広報かすかべ等、安心安全メール、防災行政無線等を活用し、犯罪や防犯情報の共有化を図ります。

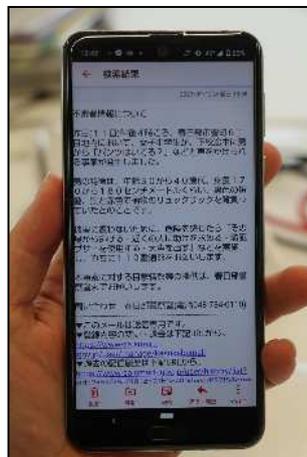
### 【主な取組】

#### ① 広報・啓発活動の実施

- 広報かすかべ等、安心安全メール、防災行政無線を活用した情報提供
- 青色回転灯車防犯パトロール車を活用した情報提供
- 街頭啓発活動、市主催の大型イベント等を活用した情報提供

#### ② その他活動の実施

- 安心安全メールの登録に対する啓発活動
- 出前講座を活用した防犯教室の開催



【安心安全情報メール「かすかべ」】

## 6 暴力団排除活動を推進するための取組

### 【施策の内容】

暴力団及び暴力排除運動を展開することで、暴力のない明るい住みよいまちづくりを推進する取組です。また、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを地域全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除活動を推進します。

### 【主な取組】

#### ① 暴力団排除活動の実施

- 広報かすかべ等を活用した啓発活動
- 暴力団・暴力排除意識の高揚を図る大会の開催
- 暴力団対策研修会の開催
- 暴力団の祭事からの排除
- 暴力団の公共事業からの排除
- 暴力排除推進協議会と連携した各種活動

#### ② その他活動の実施

- 暴力団による公共施設の利用制限
- 暴力団による市営住宅の利用制限



【祭事における暴力団排除活動】

## 7 特殊詐欺被害防止や犯罪情勢に応じた防犯活動への取組

### 【施策の内容】

高齢者等を狙った特殊詐欺の被害を防止するため、本人及び家族を通じた注意喚起や防犯知識の浸透、特殊詐欺対策機器を普及促進する取り組みを実施します。

また、地域の犯罪情勢に応じ、多発傾向にある犯罪や最も多くの被害が発生している自転車盗を中心に、犯罪発生情報の発信及び被害を防止するために必要な防犯知識の浸透、犯罪を起こさせにくい環境づくりを推進します。

### 【主な取組】

#### ① 特殊詐欺被害防止対策の推進

- 特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施
- 出前講座を活用した防犯教室の開催
- 特殊詐欺対策機器の普及活動
- 自主防犯活動団体と連携した防犯モデル地区キャンペーンの実施

#### ② 自転車盗防止対策の推進

- 自転車の施錠及び駐輪場の適正利用の普及活動
- 自転車盗防止キャンペーンの実施
- 出前講座を活用した防犯教室の開催

#### ③ 侵入盗防止対策の推進

- 住宅防犯に関する情報提供
- 防犯対策グッズを配付する街頭防犯キャンペーン等の実施
- 侵入盗防止対策キャンペーンの実施



【敬老の日における家族を通じた特殊詐欺被害防止キャンペーン】

## 8 消費者被害防止のための取組

### 【施策の内容】

加齢等により判断能力が低下しているとされる高齢者だけでなく、判断能力が低い児童・生徒等の若年者に対しても消費生活に関する情報を提供し、消費者被害を未然に防止する取組を実施します。

また、消費生活センターの存在・役割を周知し、早期の相談につなぐとともに、消費者被害にあった際にも、相談者に寄り添った対応をします。

### 【主な取組】

#### ① 消費生活に関する情報の提供、消費生活センターの周知

- 広報かすかべ等を活用した啓発活動
- 関係機関と連携を取った情報の提供
- 啓発活動に合わせた消費生活センターの周知
- 市内大学における啓発活動
- 市主催の大型イベントでの啓発活動
- 消費生活センターの相談窓口等の周知



【出前講座を利用した

#### ② 消費生活に関する情報の共有化

- 広報かすかべ等を活用した消費生活センターの周知
- 消費者ホットライン「188（いやや）」の周知
- 出前講座を利用した消費生活に関する講話の開催

消費生活に関する講話】

#### ③ 職員・消費生活相談員の相談能力の向上

- 行政職員を対象にした研修に参加し研鑽を図る
- 消費生活相談員を対象にした研修に参加し研鑽を図る
- 出前講座等で講話することで伝える力の研鑽を図る



【消費者庁 国民生活センター  
188イメージキャラクター イヤヤン】

お問い合わせ

くらしの安全課 交通防犯担当 電話番号 048-736-1126

## 特殊詐欺被害防止の取り組み

特殊詐欺被害の発生については、依然として高い水準を示しており、被害の発生を抑止するには至っていない状況にあります。

特殊詐欺の撲滅に向けて、これまでも各種対策を実施してきましたが、依然として詐欺被害が多発している状況を踏まえ、被害の未然防止のため市、市民、事業者、関係機関が連携した対策が必要です。

### ■特殊詐欺被害認知件数と被害金額の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知件数	33件	31件	20件	39件	37件
被害金額	6,347万円	5,466万円	3,344万円	8,425万円	1億6,325万円

### 被害の未然防止に向けて

- 社員・従業員の家庭内でのコミュニケーションや意識啓発
- 子供や孫世代から両親や祖父母に対しての注意喚起の実施
- 業務を通じた見守り、世帯訪問などによる被害防止・注意喚起の実施
- 挙動の不審な高齢者に対する積極的な声かけ
- 特殊詐欺に有効な通話録音装置の設置及び普及促進
- 被害防止啓発キャンペーンへの協力
- 不審な人物が多数出入りしている賃貸マンションやオフィスなど振り込め詐欺の犯行拠点等に関する情報提供
- 事業用車両を活用したステッカー、マグネットの貼付による広報啓発活動
- 犯罪に関係するドライブレコーダー映像の提供
- 安心安全情報メール「かすかべ」振り込め詐欺情報配信メールの活用

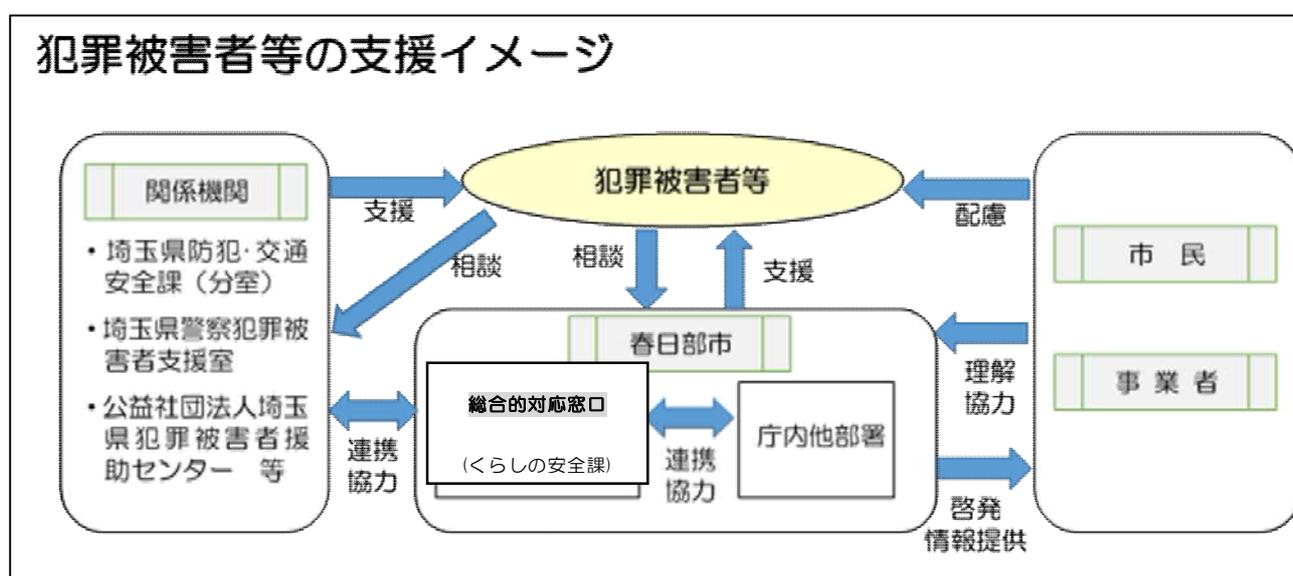
お問い合わせ

くらしの安全課 交通防犯担当 電話番号 048-736-1126

## 犯罪被害者等の支援について

これまで、犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、その権利が尊重されてきたとは言い難く、また、十分な支援を受けられず、さらには、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的被害に苦しめられることも少なくありませんでした。

市民の誰もが犯罪被害者等となる可能性があるからこそ、犯罪被害者等の権利・利益の保護が図られる社会の実現に向けて、市、市民、事業者、関係機関等が連携し、被害の軽減又は回復を図ることが必要です。



### 犯罪被害者等の被害の軽減又は回復に向けて

- 犯罪被害者等が地域において再び平穏な生活を送れるようになるためには、事業者の理解と配慮が不可欠であり、また、二次的な被害を生じさせないことが必要です。
- 市や関係機関等が実施する施策が効果を発揮するためには、事業者の理解と協力が必要です。
- 犯罪被害者等が孤立してしまうことは少なくなく、事業者が犯罪被害者等の支援の担い手として自覚を持ち、行動することが期待されます。
- 犯罪被害者等は、犯罪被害による刑事手続や民事手続への対応のため仕事を休まざるをえないことがあります。事業者は、これら犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労及び勤務について、配慮した対応に努める必要があります。

お問い合わせ

くらしの安全課 交通防犯担当 電話番号 048-736-1126

## 住宅耐震改修等補助制度について

---

市の補助制度を使って耐震診断、耐震改修を！

春日部市では、一定の条件に適合する建築物の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用に対して補助制度を設け、災害に強いまちづくりの実現に向けて耐震化を推進しています。

所有されている建築物について安心して使用できる環境を整備するため、住宅耐震改修等補助制度を活用した耐震診断・耐震改修の実施をご検討ください。

### ●制度概要

#### 【対象建築物（抜粋）】

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手し建築された、

- ・住宅（一戸建て住宅、長屋及び店舗等の用途を兼ねるもので、本人が所有かつ、居住）
- ・戸建て空家（居住されないことが常態である住宅であり、本人が所有）
- ・分譲マンション（階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物で、全戸数の過半以上に居住があり、耐震実施について合意されたもの）
- ・地区集会施設等（春日部市自治会連合会に加入し、春日部市自主防災組織を設立している者が管理している集会所など。非常用物資の備蓄機能を兼ね備え、災害時の一時避難用の対応が可能であることが必要）
- ・緊急輸送道路閉塞建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第3号に規定する建築物のうち、県計画において位置付けられている第一次特定緊急輸送道路（国道4号、国道4号バイパス、国道16号）にその敷地が接する木造以外かつ3階以上の建築物であり、建築物の高さが前面道路幅員に対して一定の条件に該当するもの。なお、当該建築物がマンションの場合は、全戸数の過半以上に居住があり、耐震実施について合意されていることが必要）

【補助率等】

	耐震診断	耐震改修工事
補助率	2 / 3	23%
補助限度額	○住宅（一戸建て住宅・店舗兼用） 上限 5万円 / 1棟 ※ 65歳以上の方が居住者に含まれる場合、さらに5万円上乘せ	○住宅（一戸建て住宅・店舗兼用） 上限 40万円 / 1棟 ※ 65歳以上の方が居住者に含まれる場合、さらに20万円上乘せ
	○住宅（長屋） 上限 100万円 / 1棟 ※ 住戸の戸数に5万円を乗じた額と比較し、低い額が補助対象	○住宅（長屋） 上限 200万円 / 1棟
	○戸建て空家 上限 5万円 / 1棟	○戸建て空家 上限 40万円 / 1棟
	○分譲マンション 上限 100万円 / 1棟	○分譲マンション 上限 200万円 / 1棟
	○地区集会施設等 上限 5万円 / 1棟	○地区集会施設等 上限 40万円 / 1棟
	○緊急輸送道路閉塞建築物 上限 300万円 / 1棟	

※申請にあつては、事前相談が必要になりますので、詳しくは下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ

建築課 建築安全担当 電話番号 048-796-8046

## 「春日部フィルムコミッション」でのロケ地募集

---

春日部市は都心から近く、緑豊かな自然環境に恵まれ、また、市街地などの都市機能も有しており、名所・歴史・芸術の薫る街並みなど様々な見どころがあることから、テレビや映画のロケ地として便利な環境を備えています。

このようなことから、市では映像を通してより多くの人たちに春日部市の魅力をPRし、市のイメージアップや観光振興および地域の活性化を図ることを目的とした「春日部フィルムコミッション」を立ち上げ、テレビ・映画・CMなどの撮影の支援を行っています。

春日部フィルムコミッションでは、市内のあらゆる事業所、店舗、工場、倉庫、病院など、ロケ地となる物件を広く募集しています。登録費用はかかりません。

映像制作にご協力いただける事業所の皆様から、たくさんの登録をお待ちしています。

### ロケ地の登録要件

- 物件の所在地が春日部市内のものであること
- 自己所有、又は自己の責任のもと管理している物件であること
- 下記の留意事項に同意できること

### 登録方法

- 春日部市公式ホームページの「春日部フィルムコミッション」ページから『ロケ地物件登録票』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、下記担当へ提出してください。
- 市公式ホームページ等に掲載する写真は、春日部フィルムコミッションで撮影しますが、掲載にあたり、あらかじめご了承ください。

### 撮影までの流れ

- 映像制作者から撮影支援依頼があった場合、春日部フィルムコミッションから登録者へ連絡します。
- 撮影スケジュールや撮影条件などについて、春日部フィルムコミッション、映像制作者及び登録者の間で確認・検討を行い、合意が得られた場合に撮影となります。

## 留意事項

- 撮影に際しての事故・器物の破損などは、映像制作者が加入する保険対応となります。春日部フィルムコミッションは責任を負いません。
- 登録内容の取り下げや変更などが生じた場合は、速やかに春日部フィルムコミッションへ連絡してください。
- 個人情報については、春日部フィルムコミッションに係る連絡以外に使用しません。

お問い合わせ

観光振興課 観光振興担当 電話番号 048-736-1129

## 「障害者差別解消法」が施行されました

---

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、行政機関や事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

### 「不当な差別的取扱い」が禁止されました

- 正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることが禁止されました。

#### 【不当な差別的取扱いに当たり得る例】

障害があることを理由に、

- ・ 入店や入会を拒否する。
- ・ 窓口対応を拒否する。
- ・ 住宅の賃貸を拒否する。
- ・ 対応の順序を劣後させる。
- ・ 食事の提供等を拒む。

### 令和6年4月1日から「合理的配慮の提供」が努力義務から法的義務になります

令和6年4月1日から、障がいのある人とない人の平等な機会を確保するため、障害状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することが法的義務になります。

#### 【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例】

- ・ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。
- ・ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- ・ 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。

### 【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例】

- 筆談、読み上げ、手話などの複数コミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行なう案内を、紙にメモをして渡す。

### 【その他の例（ルール・慣例の柔軟な変更）】

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

### 差別とならない場合

- 正当な理由がある場合は差別にはなりません。
  - 安全確保、財産保全、事業目的・内容、損害発生の防止などを総合的・客観的に判断してください（理由は説明しなければなりません）。
- 過重な負担がかかる場合は差別にはなりません。
  - 事業への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、事業規模、財政状況等により総合的に判断してください。

お問い合わせ

障がい者支援課 障がい者支援担当 048-736-1131

# SAITAMA出会いサポートセンターについて

---

市では、結婚に結び付く出会いの場を創出し、結婚を希望する方々が主体的に活動しやすい環境づくりを進めることを目的として、埼玉県、企業、民間団体等との連携による「SAITAMA出会いサポートセンター」の取組みに参加しています。

## 1. S A I T A M A 出会いサポートセンターとは

結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供し、会員制のAIマッチングシステムによる1対1の出会いのサポートや、相談員による結婚相談など、出会いから交際、結婚まで丁寧なサポートを行う埼玉県の結婚支援センターです。

## 2. 個人で入会をご希望の方

埼玉県内に在住、在勤、または近い将来埼玉県への移住をお考えの20歳以上の独身の方はご登録いただけます。（登録には電話回線のあるスマートフォンが必要です。）

利用登録料は16,000円（税込み、2年間有効）です。春日部市在住の方は割引料金の11,000円が適用されます。

## 3. 企業で会員登録をご希望の方

SAITAMA出会いサポートセンターは埼玉県、市町村、企業等で構成される運営協議会によって運営されており、運営協議会にご登録していただける企業を募集しています。企業会員への登録に必要な会費、手続き等につきましては埼玉県ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kekkon/deai-support-center/center-top.html#kigyokaiin>）をご確認ください。

## 4. S A I T A M A 出会いサポートセンターホームページ

入会に関する登録の手順や必要書類などの詳細につきましては、SAITAMA出会いサポートセンターホームページ（<https://www.koitama.jp/>）をご確認ください。

お問い合わせ

こども育成課　こども育成担当　電話番号 048-796-8193

## かすかべ自治会カード 市内協力事業者の募集

---

自治会連合会では、地域経済も含めた地域コミュニティ全体の活性化に向けて、自治会カード事業を実施しています。

当事業では、事業者の皆様から過度な負担とならない位のサービスをご提供いただき、自治会員も日常生活や自治会活動において可能な範囲で地域のお店での買い物を推奨していきます。地域の事業者の皆さんと自治会員の顔の見える関係を作りながら、地域も元気になってもらうことを目指しています。

### 特典・サービスの一例

かすかべ自治会カードの提示で・・・

- ・お店独自のポイントカードのポイント〇倍
- ・商品の代金から〇%割引
- ・通常〇〇〇〇円のところ、〇〇〇円引き
- ・大盛り無料や、ソフトドリンクサービス
- ・来店や、購入時に粗品進呈 など、特典内容は自由に設定していただけます。

### 申込方法

(1) 協力申込書に必要事項をご記入し、春日部市自治会連合会事務局（春日部市役所市民参加推進課内）へご提出ください。

提出方法は持参、郵送、電子メール、FAXいずれでも構いません。

※協力申込書は春日部市自治会連合会ホームページからもダウンロードできます。

<http://kasukabe-jichiren.net>

(2) 協力申込書を受領した後、店舗に掲示をしていただく「協力事業者ステッカー」をお送りします。

(3) ステッカーが届きましたら、提供いただく特典の内容を記入していただき、店内や店頭のお客様が見やすい場所に掲示してください。

(4) 掲示用の店内ミニのぼり及び店外のぼりについては、希望制とし1店舗1本ずつとさせていただきます。また、大変申し訳ありませんが、数量の都合上ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ 春日部市自治会連合会事務局（市民参加推進課内 市民参加・国際担当） 電話番号 048-736-1127
---

# 春日部市空き家リノベーションまちづくり事業について

---

「春日部市はあなたのライフスタイルを応援します！！」

※令和6年7月1日以降の申請より、春日部市空き家リノベーションまちづくり事業の補助制度が改正となります。詳しくは市HPをご確認いただくか、住宅政策課へお問い合わせください。

空き家の利活用により市内への定住促進と地域の活性化を目的とし、市内の空き家のリノベーション工事（内装・水周りの改修、サッシや外壁の改修など）に係る費用の一部を最大60万円補助（空き家バンクに登録していない住宅または店舗は最大30万円）します。

## 空き家バンクについて

「空き家を売りたい・貸したい所有者等」と「空き家を買いたい・借りたい利用希望者」とをマッチングさせるものが、空き家バンクです。空き家バンクに登録したい空き家をお持ちのかたも、空き家を探しているかたも、お気軽にお問い合わせください。

※利用希望者との間で契約を締結した場合は、協定事業者へ所定の仲介手数料を支払う必要があります。

## 1. 空き家バンク改修支援型補助金

### ●対象空き家

- ・春日部市空き家バンクを利用して取り引きされた空き家であること
- ・リノベーション後の用途が住宅・店舗併用住宅・店舗のいずれかであること
- ・一戸建ての空き家であること
- ・リノベーション後の用途が住宅の場合は、床面積が55㎡以上であること
- ・建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた建築物であること  
(耐震性能が不十分な場合は耐震改修を行うなど、耐震性を確保すること)
- ・各法令に違反しないこと

### ●対象者

- ・空き家の所有者等または空き家の購入者
- ・市区町村税を滞納していないかた

●対象工事

空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、改修、間取りの変更、補強などに係る工事（耐震補強工事は除く）

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

●補助金額

最大60万円

内訳：補助金額（ベース） 20万円

居住誘導区域内の場合 プラス35万円

市内業者を利用した場合 プラス5万円

## 2. 空き家バンク建替え支援型補助金

●対象空き家

- ・春日部市空き家バンクを利用して取り引きされた空き家を解体し、建替えをしたこと
- ・建替え後の用途が、住宅・店舗併用住宅・店舗のいずれかであること
- ・一戸建ての空き家であること
- ・建替え後の用途が住宅の場合は、床面積が55㎡以上であること
- ・各法令に違反しないこと

●対象者

- ・空き家の購入者
- ・市区町村税を滞納していないかた

●対象工事

空き家の建替えに係る工事（解体工事と合わせて行う新築工事）

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

●補助金額

最大60万円

内訳：補助金額（ベース） 20万円

居住誘導区域内の場合 プラス35万円

市内業者を利用した場合 プラス5万円

### 3. 空き家バンク登録外住宅改修支援型補助金

#### ●対象空き家

- ・リノベーション後の用途が住宅または店舗併用住宅であること
- ・一戸建ての空き家または区分所有建物の空き室
- ・リノベーション後の住宅部分は、床面積が55㎡以上であること
- ・建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた建築物であること  
(耐震性能が不十分な場合は耐震改修を行うなど、耐震性を確保すること)
- ・各法令に違反しないこと

#### ●対象者

- ・空き家の購入者
- ・市区町村税を滞納していないかた

#### ●対象工事

空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、改修、間取りの変更、補強などに係る工事（耐震補強工事は除く）

#### ●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

#### ●補助金額

最大30万円

内訳：補助金額（ベース） 10万円

居住誘導区域内の場合 プラス17万5千円

市内業者を利用した場合 プラス2万5千円

### 4. 空き家バンク登録外店舗改修支援型補助金

#### ●対象空き家

- ・リノベーション後の用途が店舗であること
- ・都市機能誘導区域内の空き家であること
- ・かすかベンチャー応援補助金の交付を受けていない空き家であること
- ・各法令に違反しないこと

#### ●対象者

- ・空き家の所有者
- ・市区町村税を滞納していないかた

●対象工事

空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、改修、間取りの変更、補強などに係る工事（耐震補強工事は除く）

●対象経費

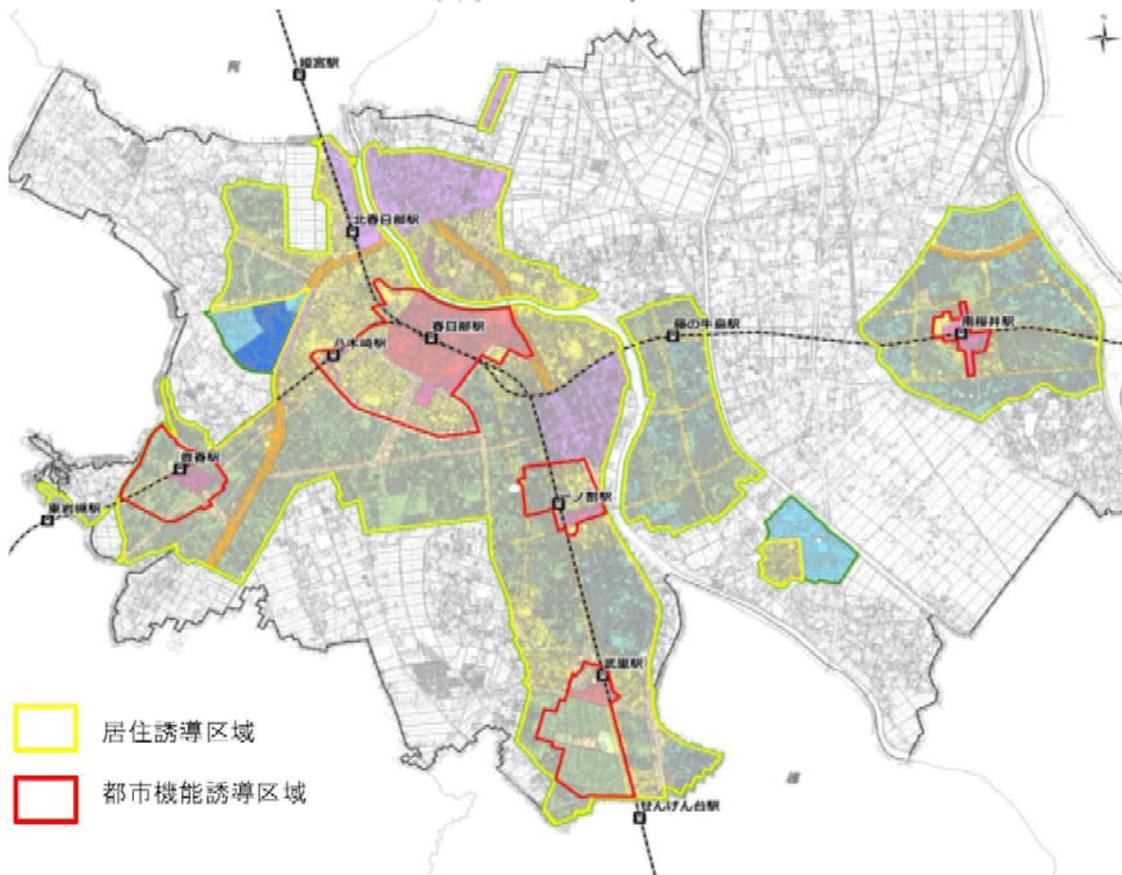
上記の対象工事に要する費用で、総額が60万円以上であるもの

●補助金額

30万円

## 居住誘導区域と都市機能誘導区域

春日部市立地適正化計画において定められています。  
詳細は市公式ホームページでご確認ください。



### 5. 申請書等の提出について

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、リノベーション工事を実施する日の14日前までに住宅政策課窓口へ提出してください。申請書は以下の施設で配布のほか、市ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ

住宅政策課 住宅政策担当 電話番号 048-796-8159

# 春日部市住宅リフォーム助成金について

---

既存住宅の有効活用の促進と住宅環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、市民が実施する住宅リフォームにかかる費用の一部を助成します。

## 1. 助成対象工事

次のいずれかに該当する工事が対象となります。

- ①住宅の内外装工事（外装工事は、市内業者が施工した場合のみ対象）
- ②住宅の増築又は間取りの変更に係る工事
- ③浴室やトイレ等、水回りの改修工事
- ④その他市長が適当と認める工事

## 2. 助成対象費用

- ①助成対象工事に関する費用（消費税及び地方消費税を含む）
- ②令和6年4月1日以降に契約を結んだ工事で、助成金交付決定御に着手し、かつ令和7年2月28日までに春日部市住宅リフォーム助成金交付要綱第10条の規定による完了報告をすることができる工事であること
- ③施工業者が行う工事であること
- ④他の補助制度等を利用した工事でないこと

## 3. 助成率

- ①市内事業者が施工 10%
- ②市外事業者が施工 5%

## 4. 上限額

10万円

## 5. 対象者

- ①本市の住民基本台帳に記録されていること
- ②工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に現に居住し、引き続き3年以上居住する意思があること。
- ③当該住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反しない建物である

こと

- ④市区町村税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納していないこと
- ⑤春日部市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団及び第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

## 6. 対象者

- ①春日部市リフォーム助成金交付申請書（様式第1号）  
ホームページからダウンロード、または住宅政策課窓口にて配布
- ②案内図  
リフォーム工事する住宅の場所のわかるもの
- ③工事の内容がわかる図面  
リフォーム箇所のわかるもの
- ④工事の見積書又は工事の請負契約書等の写し  
リフォームにかかる費用のわかるもの
- ⑤工事着手前の工事箇所の写真  
リフォーム工事施工前の状況が確認できるもの

## 7. 申請方法及び提出先

春日部市役所4階の住宅政策課の窓口にて直接持参

## 8. 申請期間

令和6年5月1日（水曜日）～令和7年1月31日（金曜日）

（注意）予算がなくなり次第、受付を終了します

同日付けで予算を上回る複数の申請を受付した場合には抽選となります。

抽選の対象は、予算額に達した日（受付終了日）に受付した申請となります。

お問い合わせ

住宅政策課 住宅政策担当 電話番号 048-796-8159

## 各種相談窓口のご案内

春日部市では、相談窓口を通じて市民生活や企業活動の安定化に取り組んでいます。就労や生活、または事業運営等についてお困りの方は、下記の窓口や関係機関にご相談ください。

### 就労などに関すること

担当課、機関等	相談、支援等の内容
商工振興課 (第二庁舎3階) 電話番号：048-797-8029	内職情報の提供 ハローワーク春日部の求人情報や各種就労支援情報の提供
春日部市障害者就労支援センター 春日部市樋堀 369-1 (リサイクルショップ内) 電話番号 048-752-7483 (FAX 兼用)	障がい者の就労に関する相談 障がい者の雇用に関する相談
ハローワーク春日部 (春日部公共職業安定所) 春日部市下大增新田 61-3 電話番号 048-736-7611	職業相談や職業紹介、求人情報の提供 雇用保険に関する手続き 雇用維持のための雇用調整助成金等の手続き
春日部労働基準監督署 総合労働相談コーナー 春日部市南 3-10-13 電話番号 048-614-9968	解雇、配置転換・出向、雇止め、労働条件の不利益変更等の労働条件に関する相談 採用内定取消、退職勧奨に関する相談
埼玉労働局 総合労働相談コーナー さいたま市中央区新都心 11-2 (ランドアクスタワー16階) 電話番号 048-600-6262	
埼玉県労働相談センター さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (埼玉県庁第二庁舎1階) 電話番号 048-830-4522	

## 生活などに関すること

担当課、機関等	相談、支援等の内容
福祉総合窓口（第二庁舎 2 階）	福祉全般に関する相談
生活困窮者相談支援窓口 内線：3972・3973	生活困窮者を対象とした自立相談支援 生活困窮者を対象とした就労準備支援 生活困窮者を対象とした家計改善支援 離職などによる住居喪失者等への住居確保に関する相談支援（生活保護受給中の人は除く） 生活困窮世帯・生活保護世帯の子どもの学習支援
生活保護相談窓口 内線：2722～2729 2732～2736 2742～2747 2754～2757	失業などによる生活困窮者への生活保護等に関する相談
保育課（本庁舎 3 階） 電話番号：048-736-1139	保育施設等の入所や保育料の納入に関する相談
家庭児童相談室（本庁舎 3 階ほか） 内線：3963	子育ての悩み相談 （性格、情緒、生活習慣等に関する事、学校生活等に関する事、その他家庭における児童に関する事など）
「ぽっぽセンター」（本庁舎 3 階） 048-736-1110	妊娠、出産に関する相談・支援、赤ちゃんの発育・発達状況の確認や母乳相談、育児に関する相談などの母子保健全般にわたる相談
消費生活センター（第二庁舎 2 階） 電話番号：048-739-7100	消費生活相談 （契約トラブル、架空・不当請求、クーリングオフ、多重債務など）
収納管理課（本庁舎 3 階） 電話番号：048-796-8695	市税等の納付に関する相談（事前予約制です。分割納付を希望される場合は、要件があります。）
上下水道部経営総務課 （第二庁舎 1 階） ※内線 7525～7527	上下水道料金の納入に関する相談
市民相談室（第二庁舎 2 階）	日常生活における困り事などの相談

電話番号：048-739-6832	
学務課（本庁舎4階） 電話番号 048-739-6804	就学援助制度に関する相談 市の入学準備金及び奨学金貸付制度に関する相談
春日部市社会福祉協議会 春日部市中央 2-24-1 あしすと春日部 2階 電話番号 048-762-1081	生活福祉資金貸付制度に関する相談

### 中小企業支援に関すること

担当課、機関等	相談、支援等の内容
商工振興課 （第二庁舎3階） 電話番号：048-797-8029	中小企業向け事業資金の融資あっ旋 セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法）の認定手 続き

お問い合わせ

春日部市役所 電話番号 048-736-1111(代表)